

令和2年加茂市議会9月定例会会議録（第1号）

9月17日

議事日程第1号

令和2年9月17日（木曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 第96号議案及び第97号議案
- 第5 第99号議案
- 第6 議員発案第4号
- 第7 第80号議案から第95号議案まで及び第100号議案
- 第8 請願第2号
- 第9 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第96号議案 教育委員会委員の任命について（田邊俊樹氏）
第97号議案 教育委員会委員の任命について（藤田和子氏）
- 日程第5 第99号議案 損害賠償額の決定について
- 日程第6 議員発案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第7 第80号議案 令和2年度加茂市一般会計補正予算（第8号）
第81号議案 令和2年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第82号議案 令和2年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第83号議案 令和2年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第84号議案 令和2年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第3号）
第85号議案 令和2年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第86号議案 令和2年度加茂市水道事業会計補正予算（第2号）
第87号議案 令和元年度加茂市一般会計決算の認定について
第88号議案 令和元年度加茂市国民健康保険特別会計決算の認定について
第89号議案 令和元年度加茂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
第90号議案 令和元年度加茂市宅地造成事業特別会計決算の認定について
第91号議案 令和元年度加茂市下水道事業特別会計決算の認定について

第92号議案 令和元年度加茂市介護保険特別会計決算の認定について

第93号議案 令和元年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計決算の認定について

第94号議案 令和元年度加茂市水道事業会計決算の認定について

第95号議案 加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定について

第100号議案 令和2年度加茂市一般会計補正予算（第9号）

日程第8 請願第2号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願

日程第9 一般質問

橋本 昌美君

1. 加茂市はなぜ、定年延長の職員が9名もいるのでしょうか。年間で1千万円以上の不要な支出です。

安武 秀敏君

1. 男女共同参画なくして

大平 一貴君

1. 資源ごみの回収率向上について
2. 空き家対策について

○出席議員（17名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	5 番	三沢 嘉男君
6 番	白川 克広君	7 番	佐藤 俊夫君
8 番	大平 一貴君	9 番	浅野 一明君
10 番	滝沢 茂秋君	11 番	森山 一理君
12 番	山田 義栄君	13 番	中野 元栄君
14 番	安田 憲喜君	15 番	樋口 博務君
16 番	安武 秀敏君	17 番	樋口 浩二君
18 番	関 龍雄君		

○欠席議員（1名）

4 番 中沢 真佐子君

○説明のため出席した者

市長	藤田 明美君	副市長	五十嵐 裕幸君
総務課長 教育委員会 庶務課長	青柳 芳樹君	企画財政課長 会計課長	車谷 憲繁君

税 務 課 長	目 黒 博 之 君	農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	和 田 正 利 君
商工観光課長	明田川 太 門 君	市 民 課 長	大 野 博 司 君
環 境 課 長	樋 口 敏 晴 君	健 康 課 長	井 上 毅 君
建 設 課 長	珊 瑚 保 君	上 下 水 道 課 長	土 田 修 也 君
福 祉 事 務 所 長 加 茂 市 介 護 ・ 看 護 支 援 セ ン タ ー 所 長 市 民 福 祉 交 流 セ ン タ ー 「加 茂 美 人 の 湯」 所 長	藤 田 和 夫 君	教 育 課 長	山 川 雅 己 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 原 利 章 君	教 育 委 員 会 長 社 会 教 育 課 長	有 本 幸 雄 君
教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五 十 嵐 卓 君	教 育 委 員 会 長 文 化 会 館 長	草 野 智 文 君
監 査 委 員	山 口 昇 君	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	齋 藤 美 佐 子 君

○職務のため出席した事務局員

事 務 局 長	吉 田 裕 之 君	次 長	坂 井 恵 里 君
係 長	石 津 敏 朗 君	主 査	吉 田 和 実 君
嘱 託 速 記 士	山 田 真 織 君		

午前9時30分 開会

○議長（滝沢茂秋君） これより令和2年加茂市議会9月定例会を開会いたします。

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 直ちに本日の会議を開きます。

この際、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策及び音響対策のため、議席前列中央に一般質問の再質問のための発言席を設けるとともに、前列6名の議席を移動しております。今期定例会から、前列の議員の皆様には、ただいまの議席に御着席をお願いいたします。また、一般質問の再質問の際は発言席に御着席をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（滝沢茂秋君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、9番、浅野一明君、11番、森山一理君、12番、山田義栄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 山田義栄君 登壇〕

○議会運営委員長（山田義栄君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から9月定例会が開催されますので、去る9月10日、議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から10月6日までの20日間といたすことになった次第であります。今回、提出されました請願は1件、一般質問の通告は9名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行い、本会議は本日17日、18日、23日及び10月6日に開催し、本日は人事議案2件、議案1件及び議員発案1件の即決をお願いすることになりました。24日に連合審査会と全員協議会、次いで25日から休日を除く10月2日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案及び請願等の審査を行っていただくことになりました。最終日の10月6日は各委員長の報告を行い、これを決定していただき、人事議案の即決をお願いすることになりました。また、会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、9月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして、議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から10月6日までの20日間といたしたいと思っております。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月6日までの20日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

市長の挨拶

○議長（滝沢茂秋君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。令和2年加茂市議会9月定例会をお願いしましたところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

今議会の主な議案は、加茂市教育委員会委員2名の任命、加茂市と加茂市・田上町消防衛生保育組合公平委員会委員の選任について、加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定について、令和2年度一般会計補正予算、令和元年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算審査などです。

また、さきの6月定例会での一般質問、委員会での質問の答弁のその後の過程でお答えできるもの、主なものをお伝えいたします。ミス雪椿、雪椿まつりについて、見直しに向けて、雪椿まつり準備委員会から意見をお聞きし、関係者にアンケート調査を行っているところです。

コロナ禍での医療体制の整備について、7月から県が三条保健所管内に設置したPCR検査センターの

運営に、同管内医師会と他市町村と共に職員を派遣して、協力しています。

県央自治体での医師確保のための基金の設立について、8月6日に開催された知事と市町村長とのブロック別懇談会の場で提案いたしました。既に県の制度があるということと、エリアが小さいのではないかとこの御指摘でした。

猿等被害防止のための電気柵の設置のための補助について、8月28日に、農家組合長を通じて、農作物被害の有無と電気柵設置の要望の調査を行っています。

市展書道部門での加茂紙の使用について、市展運営委員会で議題にいたしました。用紙の選択は個人の自由で、強制できないので、出品者の判断に任せることになりました。

不登校の児童生徒のリモート授業等での学習活動上の出席扱いについて、GIGAスクール構想の実現と併せて、ハード面の整備が整った上で検討していきます。

そのほかの質問後の経緯については、今回の一般質問の説明の中で御説明できるものもあります。その中で活発な議論がされることを願っております。

先ほども述べましたとおり、これまで12月定例会でお願いしておりました一般会計、各特別会計の決算審査を今年度から9月定例会で審査していただくことになりました。慌ただしい日程の中、対応してくださった監査委員お二人に心より感謝申し上げます。

挨拶は以上となります。今議会もどうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第13号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分報告について、報告第14号、令和元年度決算健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、それぞれ市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第15号、監査委員から令和2年5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第16号、6月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配付してありますので、併せて御了承ください。

日程第4 第96号議案及び第97号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、第96号議案及び第97号議案教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第96号議案及び第97号議案は、本市教育委員会委員の任命についてであります。第96号議案は、現委員の三浦伸一氏が本年9月30日に任期満了となりますので、10月1日付で田邊俊樹氏を、第97号議案は、現委員の永井榮子氏が本年10月4日に任期満了となりますので、10月5日付で藤田和子氏を、それぞれ本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案しました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第96号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

次に、お諮りいたします。第97号議案教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休憩

午前9時44分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第5 第99号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、第99号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第99号議案は、損害賠償額の決定についてであります。これは、本年5月に発生しました交通事故の損害賠償額が50万円を超えるため、損害賠償額を定める御議決をお願いするものであります。

以上、提案しました議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第99号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。（16番安武秀敏君「異議あり」と呼ぶ）

16番、安武秀敏君。

○16番（安武秀敏君） この96号議案ですね、損害賠償の決定した……

○議長（滝沢茂秋君） 99号議案ですね。

○16番（安武秀敏君） 99。99でしょう。

○議長（滝沢茂秋君） はい。

○16番（安武秀敏君） これでは説明が全然ないね。50万円を超えるから、議会にかけると。三条で起きたマイクロバスの事故のときは、ちゃんと全協で説明があったでしょう。全協を開いて、よく説明してください。これでは市民に説明できませんよ。議長はできるかもしれないけど。あとほかの人分かる。分かる人は、議員で。これで採決を諮るなんて議会軽視ですよ。

○議長（滝沢茂秋君） 安武議員に申し上げます。

この当局の説明終了後、全員協議会を開催いたしまして、そこで改めて説明を求めたいと思っておりますので、御了解ください。よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、第99号議案については委員会への付託を省略することに決しました。（16番安武秀敏君「全協でやるんだね、じゃ。委員会を省いて」と呼ぶ）

では、改めて一度お諮りいたします。全協でやる、申し訳ありません。

では、もう一度、当局の説明が終わりましたので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第99号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前 9時47分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第99号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第99号議案損害賠償額の決定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員発案第4号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第6、議員発案第4号を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

1番、森友和君。

〔1番 森友和君 登壇〕

○1番（森友和君） それでは、議員発案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について御説明申し上げます。

本意見書は、令和2年6月30日付で全国市議会議長会長より文書が発出されました。その内容は、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地方経済にも大きな影響が及び、地方税、地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額な財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想される。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に供給するため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があることから、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議決の上、国会、関係行政庁に提出いただきたいというものでした。

これについて、議会運営委員会において協議を行った結果、全会一致で意見書を提出すべきものと決したことから、提出するに至ったものであります。

提案者は私、森友和、賛成者は橋本昌美議員、白川克広議員、大平一貴議員、森山一理議員、山田義栄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
 - 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
 - 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
 - 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

皆様の御賛同をいただきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てに意見書を提出したいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第4号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

日程第7 第80号議案から第95号議案まで及び第100号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第7、第80号議案から第95号議案まで及び第100号議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第80号議案は、令和2年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額5,417万1,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、税外収入過年度還付金2,100万円などを増額し、職員人件費1,954万7,000円などを減額するものであります。これに充てる財源として、繰越金3,354万2,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は153億1,411万4,000円となります。地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業債を追加し、行政改革推進債について限度額を変更するものであります。

第81号議案は、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額1,913万3,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、諸支出金1,015万1,000円などを増額するものであります。これに充てる財源として、県支出金1,533万1,000円などを増額し、国民健康保険税2,416万7,000円を減額して措置するものであります。この結果、予算の総額は27億4,317万7,000円となります。

第82号議案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額68万5,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、総務費38万6,000円などを増額するものであります。これに充てる財源として、繰入金38万6,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は3億3,562万円となります。

第83号議案は、令和2年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額1,776万6,000円の増額であります。これは、総務費1,776万6,000円を増額し、同額繰入金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は19億8,792万4,000円となります。

第84号議案は、令和2年度介護保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額1,633万9,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、諸支出金1,818万5,000円などを増額し、地域支援事業費166万4,000円などを減額するものであります。これに充てる財源として、国庫支出金1,269万6,000円などを増額し、介護保険料1,156万4,000円などを減額して措置するものであります。この結果、予算の総額は32億1,348万5,000円となります。

第85号議案は、令和2年度在宅介護サービス事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額259万7,000円の減額であります。歳出の内容といたしましては、訪問看護事業費276万

5,000円を減額し、居宅介護支援事業費16万8,000円を増額するものであります。これに充てる財源として、サービス収入259万7,000円を減額して措置するものであります。この結果、予算の総額は5億1,068万3,000円となります。

第86号議案は、令和2年度水道事業会計補正予算であります。この補正予算は、収益的収支につきまして、収入で営業外収益24万円を減額し、支出で営業費用666万1,000円を減額するものであります。

第87号議案から第94号議案までは、令和元年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算について認定をいただきたいというものであります。これにつきましては、監査委員の意見を付してありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

第95号議案は、加茂市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例の制定についてであります。これは、加茂市において犯罪のない安全、安心なまちづくりの実現を推進するため、基本理念や市及び市民等の役割、計画的な推進のための基本的事項等を定めるものであります。

第100号議案は、令和2年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、情報政策費400万円を減額し、同額財政調整基金積立金を増額するものであります。債務負担行為の補正につきましては、ホームページ構築及び運用事業費について、その期間及び限度額を定めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、第87号議案から第94号議案までの令和元年度各会計決算の認定については、3つの決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。また、各決算審査特別委員会の所管及び定数は、お手元に配付の議案付託表及び委員名簿のとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、お諮りのとおり決しました。

なお、各決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において委員名簿のとおり指名いたします。

次に、ただいまの8議案を除く各議案は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

11時30分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。休憩中に各決算審査特別委員会が開催され、

決算審査第1特別委員長に11番 森 山 一 理 君 副委員長に 2番 大 橋 一 久 君

決算審査第2特別委員長に15番 樋 口 博 務 君 副委員長に 1番 森 友 和 君

決算審査第3特別委員長に 5番 三 沢 嘉 男 君 副委員長に 3番 橋 本 昌 美 君

がそれぞれ互選されました。

日程第8 請願第2号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第8、請願第2号を議題といたします。

今期定例会において受理した請願1件につきましては、会議規則第132条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしました。

なお、この際請願文書表を局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 請願文書表 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第9 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第9、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 3番、橋本昌美君。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） こんにちは。会派れいわの風、橋本でございます。私、議員になって初めての1番手でございます。1番手というのは、なかなか気分が違うなと思っております。よくスポーツで、野球とかソフトボールで1番バッターに起用されることはあるのですが、とにかく元気よく行ってこいと、そういうことで1番バッターに指名されていることが多かったです。今回は、また新たな気持ちで臨みたいと思います。

ちなみに、今日の私のこの背広、実は高校を卒業して、税務大学校というところに入って、2着目に作ったスーツです。1着目は、さすがにもうよれよれで、ズボンは擦り切れてしまって、着れません。これ2着目なのですが、19歳のときに作った背広です。靴も19歳のときに買ったものです。大事に使っています。そのときの気持ちをまた新たにしたいと思っています。よろしく願いいたします。

私は、昨年5月から議員として仕事に取り組んでまいりました。日々目にする事柄が新しく、やる気をかき立ててくれました。定例会における12月の決算の審議、3月の予算の審議と、大きな山もありました。そんな中、3月中旬に配られた書類を見て、何じゃこりゃと松田優作なら言ったであろう、その事実が驚いたのです。それは、令和2年4月1日付の人事異動についてでした。そこには、定年延長9名の氏名が表示されていました。確かに加茂市では定年延長の職員が数名いるというのは風評で聞いておりましたが、実際それを目にしたのは初めてでした。

さて、この定年延長とはどういったものなのか、確認します。加茂市の職員の定年に関する条例によ

り、職員の定年は次のように決められています。

第1条、この条例は、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事柄を定めるものとする。

第2条、職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

第3条、職員の定年は、年齢60年とすると記されています。

しかし、この後に続く第4条が今回のポイントです。

第4条第1項、任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

第1号、当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

第2号、当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

第3号、当該職務を担当する者の交代がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

第2項、任命権者は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して、3年を超えることができない。

これ以降の条文は、これらを補完する条項なので、割愛いたします。

以上を要約すると、定年に達しても、基準に該当すれば、定年から最長3年、63歳の年度末まで給料は定年時のまま減額されずに支給されるというものです。

ここまで説明してきましたが、そう違和感がない感じもします。しかし、当然定年退職が分かっているのに、高度の知識、技能または経験を必要とし、勤務環境その他の勤務条件に特殊性があり、担当する者の退職、交代が公務の運営に著しい支障が生ずる、欠員を容易に補充できない及び公務の運営に著しい支障が生ずるなどということが前々から知り得るのに何の手も打たず、問題を放置していたにすぎません。公務員に限らず、仕事は、規模が大きくなるにつれ、1人で全て担当することが困難になってきます。チームを組んで仕事に当たることもあるでしょう。また、事故や予定していない事柄により、仕事に携われなくなることもあるかもしれません。そのためにも、その部署や仕事のチーム内で意識などの共有が大切です。ましてやこの定年退職であれば、後任となる人選や育成、新たに人員の補充といった対処をしなければならぬのに、していたのでしょうか。

地方公務員に関する法律、条例は、国家公務員法を基とし、国に準拠し制定されています。定年延長制度を定めた国家公務員法の制度利用は、あくまで特例とされたものであり、常態化した職場に適用するものではないのです。この加茂市の定年延長の活用は、限定的でなければならないとする人事院の立場と相違するのです。そもそも替えの利かない公務員は本来いないはずなのです。

私は、今年の3月に初めて「人事異動について」という文書を目にしました。令和2年3月が初めての定年延長ではないはずですが、数年前からこの事実があったはずですが、私は、過去の一般質問を平成15年

3月の約17年前まで遡りましたが、定年延長についての一般質問は確認できませんでした。今までも当然人事異動についてのお知らせがあり、市議会議員にも周知のことと想ったのですが、問題として提起されないのであれば、この問題は議員1期目の新人が提起しなければならない事案なのです。藤田市長も、この事実には、議員時代を含めて4年間、接してきたはずです。市長になる前はどうか感じていたのでしょうか。議会で論じられたことはなく、全員協議会、連合審査会や各委員会等は議事録を残さないため、確認のしようがありません。今藤田市長のお名前を出しましたが、ここにおられる先輩議員全てが該当します。

藤田市長は、令和2年度の予算において、加茂市の職員の人件費、一般職員と管理職で違いますが、1%、2%等のカットを実施しております。加茂市議会3月定例会、最後の閉会の挨拶の中で藤田市長は、ちなみに会議録146ページです、職員の人件費のカットというのは最終手段であるというふうに思っておりますと、そして続けて、私自身も、もともとは労働者であります。職員の働く環境をよくしていくという思いは並々ならぬ思いがあるというふうに自負しております。また、職員の働く環境を改善していくということが市民サービスの向上につながるというふうにも思っておりますので、これからもよくしていきたいというふうに思っておりますと発言されております。しかし、職員の人件費のカットという最終手段の前にやるべきこと、やらなければならないことがあったのではないのでしょうか。現場の労働者であれば、職場の不条理についてはおかしいと思うのではないのでしょうか。職場環境がほかの職場とかなり違う事実があるのに環境を改善しないとはどういうことなのでしょう。改善することが市民サービスの向上につながると思っているのにしないことは、市民に対してどう説明ができるのでしょうか。常々藤田市長は、市民サービスの料金の値上げについて、市民に対し、ほかの市町村と同じレベルでお願いしたい。決してほかの市町村より高いわけではない。御理解いただきたいと説明していたではありませんか。それが特定の職員に対して特別な配慮があつては、何と申し上げてよいか、言葉が見当たりません。

ここで、本題とはちょっと離れますが、公務員の定年は60歳と決まっていると説明してきました。以前はそれでよかったのですが、年金制度の資金繰りが困難となり、年金の支給開始年齢が段階を経て65歳となってしまい、年金支給まで無給の期間が発生することとなりました。これに対応するために国は定年退職者等の再任用制度をつくり、地方公務員法では第28条の4等に記され、加茂市では加茂市職員の再任用に関する条例により、職員の再任用等の任期の末日は、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならないと記されています。なお、給料の額については、退職時の60歳のときの額に比べ、再任用の際の額は、現在の加茂市の9名の定年延長者の場合ですと、割合で73.9%から84.8%、金額で5万1,800円から9万6,900円の差があります。合計で年間1,000万円を優に超えております。

参考までに、三条市と燕市の状況をそれぞれの人事課に伺っておりますので、お知らせいたします。どちらも令和2年4月1日現在でございます。三条市は、定年延長なし、再任用職員29名。燕市は、定年延長1名、再任用職員22名。

また、藤田市長は、市長に就任され約1年がたち、最初の人事異動に着手されました。同じ加茂市議会3月定例会、閉会の挨拶の締めで職員の異動について言及され、これまでになく大きな異動になったと思っており、新年度も職員一丸となって新しい加茂市をつくり上げていくべく努力してまいりたいと思っておりますと結んでおられます。私は、税務署に勤めておりましたので、人事異動については、2年から4年で

部門や勤務地が変わっていましたが、そうは感じなかったのです。確かに今までの加茂市の人事異動に比べたら、はるかに多いでしょう。しかし、それまでの加茂市役所の体制が、エキスパートな職員を育成するという方針があったようです。それも、元をただせば、市の財政難を職員の削減で乗り切ろうとしたためであり、その弊害が職員の固定化であり、後継者育成がおろそかになった原因の1つであります。その財政難のために職員を削減しておきながら、前政権は定年を延長した職員には高いままの給料を支払っていたのですから。

では、質問に入ります。質問1、まずは、前市長時代に藤田市長は、市長就任以前の市議会議員の在任期間を含めた4年間は、この定年延長についてのお考えはございませんでしたか。

質問2、現状の定年延長について、9名の定年延長に該当する方がおられますが、これらの方々は、加茂市の職員の定年に関する条例の第4条第1項の何号該当なのでしょう。

質問3、この定年延長の問題について、藤田市長は、副市長以下担当部署等と相談されたことと思いません。どういった相談をし、対処していったのでしょうか。

質問4、加茂市議会3月定例会での閉会の挨拶の内容と現状はかなり相違していると言わざるを得ません。藤田市長は、今この加茂市役所の定年延長の現状についてどう思っておられるのでしょうか。

質問5、この定年延長の現状について、今後の方針をお教えてください。

以上で壇上の質問を終え、再質問は再質問席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔3番 橋本昌美君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 橋本議員の御質問にお答えします。

まず、定年については、地方公務員法、国家公務員法、加茂市職員の定年等に関する条例により、市職員の定年は60歳と定められており、原則、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとなっています。定年延長については、結論から申し上げますと、来年度以降、職員の希望のみで定年を延長するようなこれまでの運用は取りやめることを昨年度末に既に決めています。

初めに、質問1の市長就任以前の市議会議員のときに定年延長についての考えはあったかとの御質問ですが、当時も定年延長に関しての考えはあり、現在も基本的な考えは変わっていません。しかし、市長になった今のほうが、実態がより把握できたことにより、その考えは強くなっています。

この定年延長は、議員のおっしゃるとおり、地方公務員法第23条の3において定められており、第1項で「定年に達した職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる」と定め、第2項において、延長の限度を3年間と定めています。この地方公務員法の趣旨から、定年延長は安易に活用できるものではなく、活用する場合は議会や市民の皆様に対して説明できる十分な理由が必要であると認識しています。他市町村でも定年延長を活用している事例は少なく、年金支給開始までの事業主の雇用義務期間については、再任用制度を活用しているところが多いことから、あくまで特例的に認められる制度であると考えています。

とはいうものの、議員が御指摘のように市議会議員在任期間中に定年延長について問題提起をしたかと言われると、一般質問等で特別に取り上げることはしませんでした。議員の活動スタイルは様々であり、

その活動で取り組むテーマは橋本議員と違ってよいと思います。

しかし、市長に就任し、加茂市行財政健全化推進計画を策定する過程で明らかになったことは、現在の加茂市の財政が予想以上に深刻な状況であるということです。確かに定年延長により経験豊富な職員が同じ立場で継続して職務を担うことは、市民サービスの安定という面から大変助かり、メリットも大きいのですが、現在の深刻な財政状況においては、特例的な制度である上、人件費負担の大きいこの制度を今後とも従来どおりに続けることはできないと考えました。つまり来年度以降、職員の希望のみで定年を延長するような運用は取りやめることとし、年金支給開始年齢までは、他市町村と同様に、再任用制度を活用することといたしました。今年度、定年延長を従来どおりに活用したことについては、市長就任が昨年度の年度途中ということもあり、運用変更の周知期間を十分確保することができなかったためです。

次に、質問2の現在の9名の定年延長が加茂市の職員の定年に関する条例の第4条第1項の何号に該当するかとの御質問です。これについては、条例第4条第1項第3号により、当該職務を担当する者の交代がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その退職により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に該当するものとして定年延長を行っています。

次に、質問3の定年延長の問題について副市長以下担当部署等とどういった相談をし、対処したかについてです。昨年度、行財政健全化推進計画を作成する過程において、副市長ほか担当部署職員と共に定年延長について話し合いを行いました。主に財政的な問題と人員配置の問題を中心に話し合いを行いました。財政問題では、今後の加茂市財政の収支の推移を見ながら、定年延長職員の人件費、退職金支払いなどが財政にどう影響するかについて話し合いました。人員配置の問題では、定年延長職員が辞めた場合に現在の市民サービスを維持していけるのか、また今後募集が必要となる職種は何か等について話し合いました。話し合いの中では、行財政健全化の取組を行う中で、定年延長は人件費負担が大きいので、令和2年度から運用を変更するべきであるという意見もありました。一方で、定年延長職員も制度の継続を前提に生活設計をしていますので、配慮が必要であるとの意見があり、その結果、最終的に今年度については運用変更の周知期間が十分ではないと判断し、令和2年度まで従来の方法で定年延長を継続することにしたものです。

次に、質問4の加茂市議会3月定例会での私の閉会の挨拶の内容と現状が相違しているとのことですが、私はそうは考えていません。職員の働く環境をよくしていくことが市民サービスの向上につながり、人件費のカットは最終手段であると今でも思っています。一方で、現在の財政状況では、定年延長の運用を変更するかどうかにかかわらず人件費のカットは実施せざるを得ない状況であり、人件費の削減期間と削減額は、職員組合とも交渉し、決めたことです。

質問5の定年延長の今後の方針としましては、先ほども述べましたように、来年度以降、運用を変更することとしています。これにより削減された人件費も活用しながら、職員の補充や人材育成等、職員の働く環境の改善に取り組んでいきたいと思っています。なお、定年延長の運用変更については、対象職員や職員組合に対しては昨年度から既にその旨お知らせしていますし、本年9月4日には改めて職員全員に周知したところです。

参考までに、公務員の定年年齢の引上げに関する動向について簡単に御説明いたします。現在、政府においては、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限に活用するため、公務員の定年年齢を引き上げることを計画しており、さきの国会において、国家公

務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案を提出いたしました。法律案では、現行60歳の定年年齢を令和12年度までに65歳に引き上げることとしており、具体的には令和4年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げる内容となっています。また、民間の実情等を踏まえ、60歳を超えた職員の給与は、直近に比べ、当分の間、7割とする内容や、人事の停滞を避けるため、60歳に達すると原則として管理職から外れる役職定年制等の内容が盛り込まれています。なお、役職定年制には、職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には特例措置を講ずることができる規定が設けられています。

法律案は、東京高等検察庁検事長の定年延長問題による世論の反発を受け、国家公務員法については審議未了で廃案、地方公務員法については継続審議となっています。今後は、このような国の方針により、定年延長の運用が変わる可能性があることを申し添えます。

答弁は以上です。

○3番（橋本昌美君） 答弁ありがとうございました。

今回、私はこの一般質問するに当たって、職員の皆様のところにも取材としていろいろ行かせていただきました。丁寧にお調べいただき、丁寧に御返事をいただき、大変感謝しております。その上で成り立った質問かなと私は感謝申し上げているところでございます。

では、その中で順番に再質問していきたいと思います。まず、質問1からいきたいと思います。私は、藤田市長というのは市長になる前に市議会議員の時期がございました。そのときの感じたことはどうなのかな、私が今思っていることについて思うことはなかったのかなということが今回の質問の1番手に来ているわけなのですが、確かに議員はみんな違います。思っていることもみんな違います。藤田市長が市議会議員のときは、子育てとか、教育とか、そういった一般質問が多かったように記憶はしております。その中で今の現状にも接していたわけですので、どうなのかなと思って質問してみました。

その中で、この答弁の中で、確かにこの制度というのはあくまで特例的に認められる制度であると、そういう御認識ではあるということ、私もほっとしているところでございますが、実際は、でも運用されていると。加茂市の財政が予想以上に深刻な状況である。特例的な制度である上、人件費負担の大きいこの制度を今後は続けることはできないと考えましたと。

そして、ここで来年度以降、職員の希望のみで定年を延長するような運用は取りやめることとし、こうあるのですが、私は今回いろいろお伺いしたところによりますと、職員の希望だけでこういった定年延長が認められているという状況ではなかったというふうに感じています。その職員が定年延長に至っている部分については、職員の希望のみということではないのじゃないかと私は思うのです。市が、どうですかというオファーをかけているから、なっていると私は思っています。そういったところで、この答弁書のほうには職員の希望のみで延長するようというふうに書いてあるのですが、今までも、例えば藤田市長、以前の市長さんのことは察するにはできませんけども、藤田市長さんは、今現在、前回の人事のときにおいては、その定年延長というのは職員の希望のみで行われたとっておられますでしょうか。お願いします。

○副市長（五十嵐裕幸君） 市長答弁の中では、来年度以降のことを触れているわけでございます。それまでは、確かにおっしゃるとおり、いろんなパターンがございました。中には、定年延長、それはするかどうかということをごちから職員に呼びかけて、それに応じてくれた方にやってもらったり、あるいはどうしても首長の判断で残ってくれという方、様々でございます。今ここで議員読み上げられた答弁という

のは、来年度以降、職員の希望のみで定年を延長するような運用は取りやめたいということをお願いしているわけですし、これまでは様々な理由があったということですので、御理解いただきたいと思っています。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。今の説明で分かりました。

それで、先ほどちょっと文を探していたところで、今分かったのですが、私は藤田市長に、議員時代にはそういうことについてどう思っておられましたかという質問に対しては、議員の活動スタイルは様々であり、その活動で取り組むテーマは橋本議員と違ってよいと思います。それはそのとおりです。皆さん思ったところに活動して、自分の考えを市長なり理事者側に伝え、どうなのだろうという意見を聞かせる場だと思っています。ということであると、藤田市長は議員時代にはこの問題については特別に取り上げることはしなかったけども、お考えではあったということでしょうか。

○市長（藤田明美君） どういうお考えかということとは分からないのですけれども、定年延長の職員が他市よりも多いというところは、議員のときも認識していました。それが、人件費がそれによって多くなっているということも分かります。ただ、それが、内情として、その職員がどうしても定年延長しなければいけなかったかどうかということまでは、議員のときに私自身は判断はできません。そういった意味で、今回の橋本議員のように、その定年延長している職員がそのまま人件費の無駄なのではないかということまでは思わなかったということと、それ以上に優先したいテーマがあったということですか。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。確かに議員活動するには時間が必要です。やはり藤田市長は、議員時代に、私はこれをやりたいのだという思いを持って議員に立候補し、当選されてきていると思います。そちらのほうをまず順番にやる。定年延長の法律については、そこまでは掘り下げることはしなかったという事実があるということで、それは分かりました。ありがとうございます。

次に、じゃ質問2のほうに移りたいと思います。質問2につきましては、定年延長になっている方々については何号該当かと。確かにこの質問でいくと、9名いれば9名の当てはめがあると思うのですが、でも、ここでいうと、9名というのは1項第3号、当該職務を担当する者の交代がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるためということで判断しておるということですので。しかし、これを用いたときに、例えば藤田市長は市長になってから1年弱ですけども、任期途中になったわけですが、5月数日のときになられていますが、聞いたところによると、もう6月からこの案件については着手されていたというふうにも伺っております。その案件が6月から着手しても、やはりこの3号該当するような状態は回避できなかったということなのだと思うのですが、いわゆるそういう回避できない状態だったということでしょうか。1年間で。

○市長（藤田明美君） まず、定年延長している職員やこれから、今年度対象になる職員というのはあらかじめ分かるわけです。そういったときに、まずその中で、これまでの運用方法を考えると、定年延長している職員や今年度定年延長になる職員は、これまでと同じであれば、基本的に希望すればまずなれるというふうに考えていると思います。その中で、年度途中で、じゃ今年度から終わりですと言えるかどうかというのがまず議論の1つでした。ということと、定年延長した職員の名簿を見ていただくと分かると思うのですが、課長や保育園の園長先生も入っています。そういったところを見ると、今本当にこの市長が替わって混乱期であるときに、前の職務をそのまま分かっている方が課長であったり、また園長先生でおられたり、園長先生の場合は特に辞められた場合は、園自体が1つ成り立たないという状況にも

なりかねないということもあり、定年延長を認めたというところもあります。そういったところも踏まえまして、年度途中で、答弁にもありましたけれども、年度途中であったということと、今年度は職務を遂行する上では定年延長が必要な職員であるということで、この項に当てはまっているというふうに思っています。

○3番（橋本昌美君） 今の事柄について続けて質問いたしますが、例えば、ちょっと言葉が出たので、私も言いますけども、保育園長さんが定年延長されていると、その方がお辞めになられると職場が続かないということでございますけども、例えばというか、もう現状でそうなるわけなので、質問するのですが、この前の異動の時期、そして次の異動の時期、この1年間で、その弊害があった事柄というのは解消できたのでしょうか。人員を補充するとか、どういったことで去年と今年は違うのだということが言えるのでしょうか。お願いします。

○市長（藤田明美君） 保育園については、今度の全員協議会でも御説明申し上げますけれども、休園する園も出てくるわけで、それで結局施設を統廃合していくことで人員が減っていくことに対しても対応することになりますし、休園する理由というのはそれだけで、人員だけではなくて、実際にも子供が少ないということも理由の1つにもなっています。また、当時その話し合いを進めていたときに、保育士の募集すらなかなか集まらない状況でもあり、本当に年度末ぎりぎりに保育士が採用できたという現状もありまして、なかなか定年延長を今年度からすっぱりということにはならなかったというふうに思います。

○3番（橋本昌美君） なるほどやはり今の事例であれば、一応考えてはいるのだけでも、それを1年の間に、いわゆる統廃合とかということで対応したい、するのだということなのだと思うのです。そういったときに、来年の3月にそれを、例えば保育園の統廃合を行ったりするということでもありますけども、例えば去年の人事が終わった後に、すぐそれに取りかかっていたら、できるのじゃないかと私は思うのですが、やはりスピード感、よくスピード感と言われますけども、やはり今の現状がおかしければ直していくという姿勢というのは大切だと思っています。それを、期間が足りないからということも1つなのだと思いますし、人的にも間に合わない。それが1年じゃなくて2年かかるのだという話ですが、私は本当にやる気になれば1年でできるのだと思うのです。そういったところの認識の差というのは私と、今言っている私と市長のお考えというのは温度差があるのかな。やはり市を動かす方なので、いろんなところの絡みというのはあると思うのですが、そういうのはやはり去年、市長に就任されてから1年間で、方向性というのは、統廃合も含めて、決められなかったのでしょうか。

○市長（藤田明美君） 速やかにできるものはしたいと思っておりますけれども、全てが橋本議員のおっしゃるようなことはできない。それは橋本議員の私は認識不足だと思います。なぜなら、というのは、施設を仮に統廃合するといったときに、実際その施設を利用している市民がいるわけです。その市民が、急にその施設がなくなったといったときに、困るのは市民ですよ。そういったところで、丁寧に説明をして、なぜそういうことが起こるのかというところをちゃんと理由を説明しなければいけない時間というものも必要だと思います。それが、去年、十分に時間が取れなかったということがあります。それは、保育園だけではなくて、ほかの部署についても同様で、市の仕事をしている限り、市民の皆さんが関わっている仕事というのがあります。それを、じゃ急に、できなくなりましたというふうなことはできないので、ある程度時間をかけて整理をしていくものもあると思います。一方で、早く取り組めるものもあると思います。そういった違いではないかなと思います。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

確かに市民に説明する、御理解をいただいて、決定して、やる。大事なことです。そのところで、やはり私は今こうやって質問して、答弁をいただく、そういったところで、やっと市長の思いというか、私は前からそういうふうに思ったけども、利用者のことも考えて、利用者の利便性も考えてやっているのですよと。私の思慮が浅はかなのかもしれませんが、やはりそういうところを聞けば、なるほどなど。現状使っている人に対しても、きめ細やかな対応なのだと。ただ単純に、法律が間違っているから、もう正しく、正しくということではないのだと。やっぱりそういう思いというのは、こうやって質問して分かったところだと思います。まだ私の経験不足というところはあると思います。申し訳ございません。でも、そういったところを、やはり市長の思いというのを市民に伝えるということは大切だと思いますので、あえて質問というので対応させていただきました。やはり市民は、市長はじめ、いろんな施策なり事業をやっていく。そこで、皆さんは分かっているかもしれないけども、市民としては、言葉として聞かないと分からないことというのはあると思うのです。そういったところを、私が根掘り葉掘りなのかもしれませんが、そういうところを伝えていきたいと思って質問というのは私はあると思っています。そういうところで、これからは市のスポークスマンという言い方はおかしいかもしれませんが、こういう段階を踏んで、こうなっているのだと、そのためには1年じゃできなかったところもあると、それは利用者も絡んでいると。そういったところで了解しまして、また私も広報していきたいと思っております。

じゃ、次に行きます。質問3のところなのですが、定年延長の問題について、副市長以下担当部署等とどういった相談をしたということなのですが、確かに法律の運用が間違っているから、じゃ正しくしましょうね。そういったときにはいろんなことが関わり合ってくるわけですが、行財政健全化もそうですが、人件費の負担、令和2年度から運用を変更するべきであるという意見もありましたと。一方で、定年延長職員も制度の継続を前提に生活設計をしていますので、必要であるとの意見があると。この意見があるというのは、誰がこの主張したのでしょうか。職員が言ったのですか。それとも、いろいろ考えた中で、その考えた人たちが思ったのでしょうか。お願いします。

○副市長（五十嵐裕幸君） これは、定年を迎えて、延長している職員に対しまして、一堂に集まっていたかまして、そこでちょっと議論したことがございました。そうした中で、これは全員がそう言っているわけではないのですけれども、特定の方で、やはり前市長との約束事で定年延長を認めてもらっていて、それを基に生活設計をしているものだから、これを今限りでもって、今年度限りでもってやめると言われると困るという意見も実際ございました。そういうことをここで申し上げているということです。

○3番（橋本昌美君） なかなか言いにくい部分だと思います。

しかし、じゃその1年で直しましょうといったときに、いや、そういう事柄あるから、じゃ2年だと。2年に延ばす理由というのは、かなり無理があるのじゃないかと私は思っています。間違えたところを説明しているけども、約束があるから、もう一回そのままいってくれという内容なわけですが、そういったところというのは、正しいものを正しくやるのだという気持ちで対処しないと、ほら、この前こうだったから、何で急に変わるのだと。確かに前の人との約束だから、生活設計して、こういう計画でいるのだから、勝手に変えられても困ると。しかし、そういうときこそ丁寧に、かつ、何でそうなのかというのを説明すれば、分かってもらえなくても、やらなければならないことなのじゃないかと思うのです。そ

れは、間違えた上にまた間違いを乗せていく。じゃ、2年ならいいのか、そういうことじゃないのです。どこかできちっと、思ったときにやらなければ、何でもそうですけども、何でもそうというんじゃない気もしますけど、例えば行財政改革をやっていこうと言っている、しようとしているときに、そういう反対が出たようなときに、じゃもうちょっと様子見るかと。それじゃ物事というのは私は進まないと思っています。そのときに、じゃ誰のことを思うのか。やっぱり市民だと私は思うのです。一部の人よりも市民、やはりそういう人たちの声を聞いて判断するのが上に立つ者の使命、つらいかもしれませんが、そういうところなのじゃないかと思うのです。いかがでしょうか。

○副市長（五十嵐裕幸君） それはもっともかと思えます。私どもがその相談を持ちかけた時期というのも間もなく年度末を迎えるような時期だったということもありまして、それが令和2年度についての定年延長を認めざるを得なかったという理由でもあります。それをいつまでもというわけではありませんで、市長答弁のとおり、令和3年からは一切定年延長というものをなくすということをその場で決めているわけでございますので、その辺は定年延長に2年目、1年目の方からも御同意いただいている上でのこの答弁でございます。

もう一つ、非常にこれは隠れた1つの問題でもありますけども、財政的にあまり思わしくなかった。これは、ということは9名の方の退職金を、再任用にするとか、あるいは退職するとかという場合は、おおむね1人当たり2,000万、その9人分を支払わなければいけないという現実もあるわけです。なかなかその金額を捻出しかねるということも1つの理由ではあったことを御承知おきいただきたいと思えます。

○3番（橋本昌美君） なかなか言いにくい部分だったと思いますが、ありがとうございます。

そういった交渉というのは、今正直に言ってもらっているのも、助かるんですけども、交渉したのが、今令和2年ですけど、令和元年度の末近間だったと。ですので、もう年度末だから、なかなか御了解いただくには時間がなかったという判断だと思うんですけども、言ってもしょうがないんですけども、言いますが、じゃ何でそこまで引っ張ったのだと。明日明日期日が来るから、いや、そんな急に言われてもと言われれば、そう言われかねない。そんなのだったら、6月に、どうですかと言っていけば、7、8、9、10、半年以上も日があったわけです。だからといって、そこを言ったって、もう遡らないわけですから、しょうがないですけども、そういったものがいわゆるスピード感だと思っています。思ったときにやらなければ、ずるずるいつてしまうと。確かに皆さんはお忙しくて、この事案だけじゃございません。途中でメリアの倒産があったり、いろんなことがあります。でも、やはり職員というのは、市長さんだけじゃない、有能な皆さんの幹部なり職員がいるわけです。そういった人が一丸となって物事に対処すれば、早め、早めの、できれば、そういった経費も抑え込むことも可能なのだと私は思います。

それで、あと途中で退職金のお話が出てきました。確かにそのとおりです。いわゆる再雇用の再任用するということは、その時点で退職金を支払わなきゃならないと。確かにそのとおりです。私も今回いろいろ総務課などにも取材に行って、思ったのですが、そういったことについては起債が起こせる場合があると、それは教えてもらいました。でも、私も、申し訳ありません、時間がなくて、企画財政課のところの手引の本を読みに行くところまではできませんでした。今後、私はそういうところも勉強していきたいと思えますけども、それこそまたさっきの事柄と同じなのですけども、じゃ今度の3月のときであれば、その資金が十分に用立てられるのかということも思うのですけども、じゃそのときの資金の用立てと

いうのは、もう計画というのは、今そういった質問すると、答弁に各課長は入っていないのですが、後日、そういったものはちょっとここでは質問できないでしょうか。議長にちょっと聞きますけど。今退職金に関係があるので、諸事情があり、延ばしたという事実もちょっとあると。そのときに、じゃ来年になればそれがクリアするのですよねということを今聞こうと思ったのですが、それはもしかしたら企画財政課のほうの課長さんになると思うのですが、それは求めてもいいものでしょうか。私は、答弁人に各課長は入っていないのですが。

○議長（滝沢茂秋君） いいですよ。

○3番（橋本昌美君） じゃ、すみません。お願いします。

○企画財政課長（車谷憲繁君） まず、令和元年度です。副市長が説明したように、退職手当の当初予算は2人しか計上していませんでした。それが、退職手当債は約1億7,000万を超えないと起債できないと。結局その2人と1億7,000万までの財源を捻出しなければならぬと。それで、昨年の健全化の取組の一番大きな要因だったのですけれども、基金がほとんどありません。結局財源がありません。赤字出してまで退職手当を出すかというような話になります。ですから、健全化の取組を必死に行いました。そして、ただその段階でもまだ退職手当債を起こせるだけの退職者の方の手は挙がっていませんでした。それで、ぎりぎり何とか収支が取れるかどうかでした。それで、年度末の状況になって、やはり家庭の事情ですとか体調が悪いというような方が追加で手を挙げました。それによって退職手当債が起こせると分かったのは本当に年度末の状況です。なので、本当にちょっと非常に苦しい答弁にもなるのですけれども、7月に議員の皆さん、当初予算を変更してまで、赤字を出さないようにという取組、御協力いただきました。その段階では、退職手当債が起こせるというような状況ではなかったです。ただ、いろんな取組を重ねて、最終的には、除雪の経費が要らなかつたり、行革債が起こせることによって、赤字は回避できました。それだけのぎりぎりのところで令和元年度は対処しました。そんな中で、年度末の状況でそういった話合いを持ったというのは、そこまで引っ張ったというのはそういった状況にあります。元年度自体、赤字を出して退職手当を出すのかというような、そういう判断はなかなかできなかったです。そういった意味で、令和元年度の末には、今度は定年延長をやめましょうという方針が決まりまして、その方が令和2年度には退職されます。それについては、ぎりぎりになったために、当初予算には計上されていません。ですから、令和2年度の財政調整基金の積立金7,000万を計上していますが、4名の方が今年定年延長で、退職されるのが追加になりますと、約8,000万、ほぼ見合いの額になりますので、基金としても本当に厳しい状況にはあります。ぎりぎりの状況にあります。何とか今年度も、あとコロナの関係の財源もありますし、今年度の厳しい状況は変わりないです。ただし、何とか乗り切っていこうということで取り組んでいるところであります。

○議長（滝沢茂秋君） 残り1分です。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。私も今回質問を上げる際に、市長、副市長を答弁者として書きました。本来であれば担当課長も名前を挙げるのかなと思ったのですが、今回質問するに当たり、それを書くと、皆さんどきどきして、再質問されると思うのじゃないかなというふうなことを思ったものですから、書かなかったのですが、いろいろすみませんでした。

あっという間に時間が来てしましまして、黒川検事だとか、いろんなことに話を絡めてちょっと言おうと思ったのですが、もうできませんので、最後に1点だけ。ある佐渡市の職員が、令和2年3月末で市

役所を定年退職いたしました。佐渡市の職員として、13年間、市の養護老人ホームで働かれました。60歳で定年だから、そんなに長く市の職員としては働いていたわけではありません。本来であれば、もっとその期間は長いはずだったのでしょうけども、その職員の名前は曾我ひとみさんです。母にできないことを少しでもしてあげたい、そんな思いで入所者に対し接してきたと、節目の日の取材に明かしていました。曾我ひとみさんは、再任用職員として勤務は続けています。曾我ひとみさんは、つらい経験をされ、現在に至っていますが、かといって特別な処遇をされるわけではありません。どの職場でも公平であることは当たり前であり、当然なのです。この加茂市でも、職員の処遇は、法律の下、職員に公平であり、その上で市民のためになるサービスを充実させていこうではありませんか。財政健全化の実行を加茂市の仕事に携わる職員全員で取り組んでいきましょう。

時間終わりました。いろいろありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて橋本昌美君の一般質問は終了いたしました。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（藤田明美君） 先ほどの橋本議員の再質問の中で、定年延長について、これまでの、今年度またはそれ以前のやり方が法律に間違ったやり方だというような発言があったのですけれども、その定年延長の運用の仕方は決して間違っているのではなく、他市と比べて定年延長している職員が多いということであって、決して間違っているわけでは、法律違反しているわけでもありませんし、条例違反しているわけではないということを御理解いただきたいというふうに思っております。ということと、やはり議員さんの発言というのは非常に重いものだと思っております、こういったことが誤解して市民の皆さんに伝わると、それは私は市政が混乱するものになると思っていて、それは決して市民のためになるとは思いません。そういった意味で、今回の質問の題名もそうですけれども、既に令和3年度からそういった定年延長のやり方はやめるというふうに言っているわけですので、誤解を与えるような表現というのは今後気を付けていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝沢茂秋君） それでは、引き続き一般質問を続けます。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 16番、安武秀敏君。

〔16番 安武秀敏君 登壇〕

○16番（安武秀敏君） YO2781の安武でございます。

始める前にちょっと、当局の方は原稿を見ておられるので、7ページのところ、後ろから2番目、7行目のところ、教育、環境の後に市民生活、農林、それから商工、これを加えていただきたいと思えます。

今日の新聞、日報を見ますと、女性閣僚2人、登用進まずということで、菅義偉首相が率いる20人の閣僚のうち、女性は上川陽子法相と橋本聖子五輪相の2人とどまったと。菅首相は、女性活躍を目玉政

策とした前政権の継承を掲げるが、世界に立ち後れたままの現状に、識者からは、女性活躍を重視しないという姿勢の表れだと失望の声が聞こえると。安倍政権下では、2度目の政権発足後の2014年9月に行われた内閣改造で女性が5人登用され、01年の小泉内閣発足時と並び歴代最多だったが、その後は減少し、1人の時期もあったと。上智大の三浦まり教授（政治学）は、21世紀の社会とは思えないと日本の現状を嘆く。政府は、20年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするとの目標を掲げたが、達成できずに今年7月、時期を先送りした。世界では新型コロナウイルスが猛威を振るう中、ドイツのメルケル首相やニュージーランドのアーダーン首相ら女性リーダーの危機管理対応が評価された。三浦教授は、人材登用が多様な成熟した国は危機にも柔軟に対応できることを示したと指摘し、中身は伴わなかったものの、前政権が女性活躍という看板を大きく掲げたことは社会に影響を与えた。ジェンダーの問題に菅首相が今後どう向き合っていくのか注視したいという今日の日報の社会面になっています。私も加茂市政でこの女性登用問題をはじめとする男女共同参画、これについて注視していきたいと思います。

では、始めます。大隈重信は、早稲田大学の前身の東京専門学校設立の15年後の1898年3月、日本女子大学の設立を呼びかけ、「国民教育の複本位」と題して、学制発布、1872年以来の教育が男子教育に偏っており、国家のためにも、国際的変化の上でも、女子教育を盛大にし、女子大学を設立することが重要だと訴えました。これについて大隈の議論には、今でいえばジェンダーの視点が読み取れると早稲田大学ジェンダー研究所長の村田晶子文学学術院教授は述べています。国連持続可能な開発サミットで採択されたSDGsに示された持続可能な開発目標では17のゴールがあり、SDGsゴール5はジェンダー平等の実現が目標であります。2018年の調査によれば、世界の女性管理職の比率は27%、日本は12%、女性活躍推進法が目標とする30%には遠く及ばず、日本は世界の110位。

加茂市の女性管理職は何人で何%でしょうか。女性比率上昇についていかがでしょうか。

政策、方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分発揮することができる社会づくりが重要であります。県内の市町村における審議会等への女性比率は、平成28年4月1日現在で26.8%。

加茂市の審議会等における委員の女性の比率はいかがでしょうか。

国が定めた市町村の目標として、平成32年、2020年まで30%となっております。市長は、令和2年度の施政方針の具体的施策の中で、子育て支援、医療、福祉の充実を筆頭に挙げておられます。そして、子育て世代包括支援センターを設置し、子供や家族に寄り添うトータルケアに努力するとおっしゃっています。子育て世代の支援、子供の人権擁護は、男女共同参画社会基本法の基本理念の一部であります。少子高齢化、人口減少の進行、単身世帯や独り親世帯、非正規労働者の増加等々、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しております。男女共同参画は、行政のあらゆる分野にわたり、男女の生涯に関係します。

男女共同参画社会基本法には、9条で、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしています。県内では、20市中、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、燕市、妙高市、五泉市、上越市の9市が条例を制定し、また男女共同参画計画の策定は19市で策定済みであり、加茂市だけ未策定であります。国は、第4次男女共同参画基本計画、平成27年12月25日閣議決定で、2020年まで計画を策定するよう義務づけて、100%の策定を目標としています。

条例の制定、基本計画の作成について、市長の見解はいかがでしょうか。

女性活躍推進法では、市町村は、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について計画を策定するよう努めるものとするとしています。令和2年4月1日現在、新潟県の調査では、県内20市中16市が策定済み、魚沼市が令和2年策定予定となっており、残るは加茂市、小千谷市、柏崎市の3市であります。また、女性活躍推進協議会の設置については、新潟市、長岡市、糸魚川市、上越市、阿賀野市、佐渡市が設置しています。

女性活躍推進計画の策定及び協議会の設置について、市長の見解をお伺いします。

女性活躍推進のための庁内連絡会議が加茂市にだけでなく、諮問機関が、20市中、加茂市、村上市、南魚沼市にありません。市長の見解をお伺いします。

女性の力は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、日本再興戦略、平成25年6月閣議決定に女性の活躍推進が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の1つに位置づけられ、様々な取組が進められています。

近年、自治体の総合計画の中に、男女共同参画の項目を独立した1つの項目として位置づけています。市長の施政方針の中に独立した男女共同参画の項目はありません。国の成長戦略の柱に位置づけられた男女共同参画は、総合計画の中に位置づけはあるのでしょうか。

総合計画策定委員及び主任の女性比率はいかがでしょうか。

9月に設置する審議会委員の長はどなたで、女性の比率は何%でしょうか。

人口減少が進む中、社会経済の発展は、男性だけの力では対応が困難であります。男性中心の労働慣行を見直し、女性の地位向上を図り、仕事と生活の調和のある地域社会において、男女が平等に機会を与えられ、参画することができることが大事であります。さらに、高齢化社会を迎え、加茂市においても、介護、看護、保育、健康、教育、環境、市民生活、農林、商工、ごみ問題、労働、防災対策等、あらゆる分野で女性が参画できる領域が拡大し、職業生活と家庭生活を両立させ、子育て、子育て後の再就職、雇用、地域活動の場が広がります。

本市においては今まで手つかずであった男女共同参画の事務事業も、条例の制定、計画の策定、諮問機関、協議会の設置、懇談会、講演会、庁内会議の開催、民間団体との連絡、その他女性に関する行政の企画、実施等々、大幅に増加し、高度の機能が求められます。

各課を横断する総合的な女性専門の課を設置してはいかがでしょうか。

県内には女性関連施設が多くあります。男女共同参画社会基本法が制定され、また女性活躍推進法では地方公共団体に女性活躍推進計画の策定を求めています。男女平等、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの普及、働き方改革を推進し、子育てや介護と仕事の両立、女性の就業、社会文化活動等々のあらゆる分野で女性の活躍が広がっています。

男女共同参画の推進施策を実現するために、相談、学習研修、情報提供、活動交流支援、調査や図書室、調理室を備えた女性関連施設を設置することについて、市長の見解をお伺いします。

最後に、男女共同参画について、次世代を担う子供たちへの学校教育の活動はいかがでしょうか。

失礼しました。1ページ飛ばしました。追加してあれです。

次に、女性消防士について伺います。市長は、防災、減災、都市基盤の整備の項目を上位に挙げて、防災の施設、設備の充実に力を入れています。国では、女性消防士の採用等について、2026年まで消防

吏員 5%、消防団員 10%、当面は 5%の目標としています。

小千谷市と加茂市にだけ女性消防士がおりません。市長の見解をお伺いします。

女性が活躍する社会は、男性も女性も暮らしやすい社会であります。女性の活躍できる環境を整えることは、男女共同参画社会の実現につながります。意欲ある女性には能力向上への支援やキャリア研修を受講させたり、議会の行政視察に参加させてはいかがでしょうか。

総合計画策定のために 1月に講演会を開催しましたが、男女共同参画社会推進の講演会を開催してはいかがでしょうか。

以上でございます。

[16番 安武秀敏君 発言席に着く]

[市長 藤田明美君 登壇]

○市長（藤田明美君） 安武議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂市の女性管理職の人数、比率、比率の上昇についてですが、加茂市の管理職は、管理職員等の範囲を定める規則の中で、特定の職務の係長を含む原則課長補佐相当以上の職にある者となっています。まず、課長職ですが、現在は課長職が 17人のうち女性は 1人、比率は 5.9%で、加茂市政上初めての女性課長となりました。次に、参事職です。過去には女性の参事もおりましたが、ここ 3年間、男性 1人で、女性はおられません。次に、課長補佐職です。平成 30年度は課長補佐職 26人中、女性ゼロ人、ゼロ%、令和元年度は課長補佐職 32人中、女性 1人、3.1%、今年度は課長補佐職 37人中、女性 8人、21.6%ということですので、今年度、女性の管理職は増えたこととなります。参考までに係長職についても申しますと、平成 30年度は 69人中 26人、37.7%、令和元年度は 63人中 25人、39.7%、今年度は 62人中 23人、37.1%です。今年度は、係長から課長補佐に昇進した人数が多かったため、若干少なくなっています。

次に、令和 2年 4月 1日現在、加茂市の審議会等における委員の女性比率についてです。加茂市には国民健康保険運営協議会や介護認定審査会、公民館運営審議会など、地方自治法第 202条の 3に基づく審議会等が 22ありますが、そのうち女性が登用されている審議会等は 18で、委員総数 352人に対し 78人の女性委員がいます。人数比では 22.2%です。このほかに地方自治法第 180条の 5に基づく委員会、いわゆる行政委員会が 5あり、うち女性が登用されている委員会は 3で、委員総数 32人に対し、女性委員は 5人、人数比では 15.6%となっています。今後新たにつくる審議会や現審議会等の委員改選の折には、やはり女性の割合を増やすことを意識していきたいと思えます。

次に、男女共同参画に関する条例の制定、基本計画の策定についてですが、男女共同参画基本法では、条例制定については触れられておらず、基本計画の策定のみが努力義務となっています。また、第 4次男女共同参画基本計画（平成 27年 12月 25日）の中では、国は全ての市町村が計画策定をするよう支援するとなっていますが、義務づけているわけではありません。しかし、真の男女共同参画社会、地域の実現のためには計画が必要と考えています。現在、加茂市は総合計画の策定に取りかかっているところですが、その総合計画に男女共同参画または女性活躍社会の実現を位置づけ、それに沿った計画を策定していきます。

次に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）における女性活躍推進計画の策定と協議会の設置についてですが、こちらも推進計画の策定は努力義務、協議会は設置できるとの規

定です。男女共同参画基本計画の策定と同様、総合計画等の策定の後に取り組んでいきたいと考えています。女性活躍推進のための庁内連絡会議についても同様です。

男女共同参画基本計画、女性活躍推進計画、いずれも理念だけに終わらず、具体的に、かつ結果を出せる内容にしたいので、先ほど御説明したとおり、計画はもう少し時間をいただきたいと思いますが、できる施策があれば、計画にかかわらず、いつでも取り組んでいきたいと考えています。

次に、女性消防士の採用についてです。募集は男性に限っているわけではなく、消防署としても女性消防士を採用したいと考えています。消防署の職員が新潟経営大学や新潟医療福祉大学、救命救急士の学科のある専門学校に募集案内を持参し、女性の応募についてもお願いしているところではありますが、残念ながら今年も女性の応募がありませんでした。女性の応募につながるような方法を検討していく必要があると考えます。また、採用となれば、更衣室や仮眠室、シャワー室の改修を行いたいと思います。

次に、女性の活躍できる環境づくりについてです。安武議員のおっしゃるとおり、男女共同参画社会の実現には、女性の活躍できる環境を整えることが重要だと思います。今年度は、全国の市町村職員が集まり、東京で2か月半にわたり地方自治に関する高度な研修を受ける自治大学校に女性職員が受講予定です。また、議会の行政視察の随行に意欲ある女性の参加を大いに推奨したいと考えていますし、男女共同参画社会推進の講演会なども必要に応じて開催していきたいと思います。

次に、男女共同参画は総合計画の中に位置づけはあるかとの御質問です。今回策定する総合計画の中で、男女共同参画または女性活躍社会の実現は位置づけたいと思いますが、その位置づける方法、記載内容等については、これからの策定作業の中で検討していきたいと考えています。

総合計画策定委員及び主任の女性比率ですが、総合計画策定委員は、市長、副市長、教育長、課長、消防長で構成される21名で、女性は2名、比率は9.5%、市職員で構成される策定主任は36名で、女性は9名、比率は25%です。

審議会委員は20名で、女性は9名、比率は45%です。また、市民ワークショップの参加者は42名で、女性は22名、比率は52%です。

審議会委員の長はどなたかとのことですが、加茂市総合計画審議会条例第4条に、審議会に会長を置き、委員の互選により定めるとしています。会長は、10月9日に開催する第1回審議会で、委員の互選により選任されます。

各課を横断する総合的な課の設置や女性関連施設の設置についてですが、今後の全体的な施策推進の中で判断していきたいと思います。

次に、男女共同参画に係る学校の学習についてです。教育の目的は、一人一人がかけがえのない人間として尊重され、生涯にわたって人間の尊厳にふさわしい自己実現を図ることにあります。男女共同参画に係る学校の教育活動については、あらゆる偏見や差別をなくし、人間として誇りを抱くことのできる人格の形成を図り、男女がともに自立することを目指す教育の充実が一層重要と考えます。多くの教科が男女の区別なく履修されてきた一方で、中学校の技術・家庭科においては、男子が設計、製図、木材加工、金属加工、栽培、機械、電気を、女子が調理、被服製作、設計、製図、保育を履修するなど、男女で異なる学習内容となっていました。平成元年告示の学習指導要領では、中学校の技術・家庭科で男女同一の履修の扱いに改められるとともに、全ての生徒が木材加工、電気、家庭生活、食物の4領域を履修することとなりました。保健体育科でも、かつては性別により学習内容に違いがありましたが、平成元年告示の学習

指導要領で男女共習に改められました。教科の学習以外でも、男女混合名簿を作成したり、さんづけで呼名したりしています。教育課程の編成においては、男女平等の教育の視点を意図的、計画的に位置づけ、系統的、長期的な指導計画に基づいて指導の充実を図るとともに、学習内容についても男女平等の教育の視点から見直し、各教科等の狙いを達成できるよう、指導の一層の充実を図っていきます。このように、次世代を担う一人一人の児童生徒が、男女の性別に関係なく、一人の人間として個性が尊重され、資質、能力を伸ばす教育活動を推進しています。

議員が冒頭で述べられた、ジェンダー平等の実現が日本においてなかなか進まないのは、議員の質問にあったとおり、女性の管理職をはじめとした政治、経済、行政の分野の意思決定機関に女性が少ないことが原因なのは間違いありません。つまり多様な考えが政策に反映されていないわけです。その障壁になっているのは、当たり前と感じてしまっている既存の社会的制度と女性、男性のそれぞれの意識です。男女共同参画や女性活躍に関する計画は、法律で決められたから、数合わせのためということではなく、いかに多様な考えを取り入れる仕組みをつくり、女性、男性ともに、そして性別に関係なく一個人としてその能力が発揮でき、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくための計画になるべきです。その点では、さきに述べたように、教育界がリードしていると思います。そのほかの分野においても、ジェンダー平等の実現に近づけるよう加茂市としても積極的に推進してまいります。

答弁は以上です。

○16番（安武秀敏君） どうもありがとうございました。

基本法というのは憲法と同じなのだって。特にこの男女共同参画基本法は、これは自治法を見ると、憲法と並んでいるのだね。憲法とか請願法とか元号法とか、その5つばかりあるところの中にこの男女共同参画社会基本法と。あとは主要法というか、諸法だ。この法律は親法なのです。

憲法の中に男女平等が入っている。しかし、戦後、憲法はそうになっていますけど、実際に男女平等が進まないから、この基本法ができたのです。そして、先ほど条例の制定の義務はないと言っておられましたけど、ここに書いてはいない。何で書いていないかということ、この条例の制定は地方分権、各公共団体の権限だから、法定しなかった、法に定めなかったと、そういうふうに男女共同参画局では説明しています。だから、制定しなくてもいいかもしれないけど、基本的には大きなところで設けなさい、制定しなさいよと、細かいのは任せますよと。国の基本法に沿って、1つは条例を定める。もう一つ、その地域の特性とあるでしょう。それは、また地域の人が一番知っているから、策定しなさいと。地方公共団体に任せであるから、2つ出しています。その点をちょっと、かちんときたのですけど。

先ほど2018年、世界で110位と言いましたけど、それ2年前です。去年は、19年はもう121位になっちゃった。今回また、今年で30%女性の登用は達成できないから、先送りするのです、国は。そういうふうなことなのです。責務はあるのです。そこを私はごまかされませんよ。ちゃんとしっかり勉強していますから。

そういうことで、国の明治の頃は民権運動があつたりして、いろいろ士農工商からみんな平等化なんかしたけど、福沢諭吉は、人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらずです。大隈重信は、さっき言ったように、教育について女子の教育も進めなければならないと言ったでしょう。慶應は慶應ボーイ、早稲田は壘カラといって今まで言われていたけど、最近早稲田もこのジェンダー問題研究は進んでいるのですね。

なぜ男女共同参画計画が必要かと。ちゃんと出ていますから、これによって従えば、組織のつくり方、この総合計画の中の委員を活用してもいいのですよ。そんなふうにもいろいろ書いてある。これを参考にしてみてくださいと思います。

加茂市は、男女共同参画行政がなかった。文書が来ているのを受け付けているだけで、この20年間、二十数年の間に、行政はなかったね。男女共同参画行政というのが。1つは、平成21年に、11月16日、加茂文化会館で新潟県社会教育協会加茂支部講演会というのがあったのです。支部長は、そのとき菅野区長、加茂市23区。演題が生活の視点から地域づくりへ参画。女性財団理事長の神田道子氏、この人は加茂市、加茂高を出た人ですけど。女性が社会に出て、社会参加していく、大事だということでやっている、講演。文化会館でしたけど、あまり、小ホールだから、多くはなかったけど。これぐらいでしょう。あと、よそはいっぱいやっているのです、講演会を。これも担当がやっていたわけで、担当は総務課でやっている。

それで、さっき言いましたが、早稲田大学のことをちょっとしよう。2000年ぐらいに早稲田にジェンダー研究所というのができた。学内のことで、大学の動向で次に着目すべきは2006年、7年の2つの出来事である。女性研究者支援という国際的な流れをくんで始まった文部科学省の科学技術振興調整費、女性研究者支援モデル育成の初年度、平成18年度、2006年度に早稲田大学は唯一、私立の総合大学として採択され、女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備や意識改革など女性研究者が研究と出産、育児等を両立し、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援するという趣旨のこの外部資金を理工学部が主体となって獲得したことは、青天のへきれきと言うほどのインパクトがあった。ジェンダー教育がほとんど手つかずな箇所であるからだ。大学は、採択決定後、急遽プロジェクト研究所として女性研究者支援総合研究所を設立し、ジェンダー研究所のメンバーにもそれぞれ協力が求められた。事業終了までの5年間の成果がどのように現れたのか、ここでは詳しく立ち入らないが、大学が女性研究者支援に取り組むと内外に知らしめたことは大学史上特筆すべき事件とも言えよう。ジェンダー教育との関連では、理工系大学院と抱き合わせで総合講座、科学とジェンダーが開講した。ジェンダー関連の授業が行われているキャンパスになかなか足を運べない理工の学生にとって、この授業が理工キャンパスで提供されることは重要であった。ジェンダー研究所メンバーである中村采女理工学術院教員がコーディネーターとなり、橋本周司理工学術院長、現副総長、今は違うようです、なども担当教員に名を連ね、科学技術振興調整費の受託が終了した現在もこの授業は継続している。2007年のもう一つの事件は、男女共同参画推進室の開室である。早稲田大学創立125周年の創立記念日、10月21日という節目に行われた。教育研修、制度環境、広報調査、サポートセンターといった部会を擁し、授乳室の設置、学生のためのランチオンミーティングや公開講演会の主催、ニュースレターの発行など、その活動は教職員に限らず、学生にも届くよう努められている。ジェンダー教育と直接関係するものとしては、推進室ホームページに掲載されている男女共同参画関連科目である。教育研修部会により全学部の関連科目が抽出され、リストアップされている。抽出のキーワードは介護や看護、子育てにも及び、多様だが、その1つにジェンダーも挙げられており、全学のジェンダー関連授業が網羅されている。男女共同参画に関心のある学生たちにとって、このような情報提供は授業選びのサポートとなる。15年度からは、こうしたサポートだけでなく、推進室が主催となって、寄附講座、ダイバーシティ、男女共同参画を学ぶを全学部生向けに提供している。創立125周年を経

て大学が見据えているのは、創立150周年に当たる2032年の早稲田の姿である。2012年にはWaseda Vision150という構想が発表され、全学の女子学生、院生の比率を50%、職員の女性比率を50%、教員の女性比率を30%にすることを目標に掲げた。教員の女性比率が抑えられていることに説得的な理由は示されていないが、こうした大学の正式表明がジェンダー教育の環境整備にプラスに働くことは期待できると。

ちょっと私だけしゃべっているものだから、市長もちょっと何かありましたらどうぞ。

○市長（藤田明美君） 安武議員がジェンダー平等や男女共同参画、女性活躍について非常に熱心に調査研究されているというのが伝わってきました。私は、答弁の中で、至るところにジェンダー平等の実現や男女共同参画社会、それから女性活躍社会の実現に向けて、かなり強く取り組むというのをちりばめたのですけれども、唯一、恐らく条例を制定するところを言わなかったのも、そこはかちんときているのだというのは分かりました。ただ、全体的には本当に安武議員のお考えと私の考えは一緒だと思うのです。あと、細かいところでどうやっていくかの違いが、違いがあるというか、こちらでまだはっきりしていないところがあって、そこをお伝えしきれないところがまだ安武議員にとって満足できないところがあるのではないかなというふうに思っております。ただ、こちらの方針としては、まず総合計画を立てていきますので、そこでしっかり位置づけをして、そのために、じゃ条例が必要かどうか、また計画もどういった計画が必要かどうかということをしかりしていきたいと思っていますので、つくらないということではないというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（滝沢茂秋君） 安武議員、マイクのところに立ってしゃべってもらっていいですか。マイクありますので。

○16番（安武秀敏君） 今は大学の、早稲田大学の説明しましたけど、この研究所、ジェンダー研究所は早稲田の教員が20人入っている。あと、今度は外部から25人の研究員を招聘して、45人の体制で研究所をやっているのだね。その所長の村田さんというのは新潟県長岡市の出身だったのです。

講演会やるかどうか、答弁なかったみたいだけど、総合計画のところにはやりましたね。国のほうでは、トップだけでなく、全職員が共通認識持つように、講演会をやりなさいと、そう言っているのだから、幾ら三役や課長が言ったとしても、下のほうが全然理解していなければ、共通認識持っていなければ、てんでんばらばら、何か委員選ぶとといったって。この前、農業委員だって2人ぐらいは女性増やせたのじゃないかなと思うのです。亡くなった人の欠員もいたし、あと中間の人もいたし。市長の考えがほかの部署に伝わっていないと駄目だから、自治体としては講演会をやったほうがいいと、こう書いてあります。

よその、県内のどんな事業をやっているかということ、日報で今年の8月26日、20日ほど前ですけど、男女平等テーマ、映画上映会など。上越、12日に行われていますね。上越市男女共同参画推進センター、ウィズじょうえつは、9月12日、やるのだ。この前終わったばかりだ。男女平等をテーマにした映会上映会と意見交換会を同市の市民プラザで開く。参加者を募集している。日本国憲法に男女平等の条項を盛り込むことに関わった米国人女性、ベアテ・シロタさんという人を、主人公ですかね、ちょっとこれ印刷が漏れちゃっています。そういう映画をやったのですね。それを見て、今度は意見交換するというような。

8月7日には、ジェンダー学ぶ、女性対象の講座。これは日報です。様々な視点からジェンダーについて学ぶ女性向けの全4回講座が9月、新潟市北区の豊栄地区公民館で始まる。同公民館が主催。家庭の中

からや、身近なテレビアニメなどを題材にしてジェンダーを考える。ワーク・ライフ・バランスに基づいた経営コンサルティングを行う企業経営者や敬和学園大学の教員が講師を務める。9月11、18、25日、10月2日に連続講座をやるということです。

今度は8月13日のやはり新潟日報で、輝く女性募集。燕市は、様々な分野で活躍する女性や女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業、団体に贈るつばめ輝く女性表彰の候補者を募集している。表彰制度は2016年度に創設され、5回目。個人を対象としたつばめ輝く女性賞、企業、団体が対象のつばめ輝く女性応援賞と、これは11月24日につばめ・やひこ女性活躍推進フォーラム内で表彰するということです。

あと、学校の教育の関係では、下田で8月28日に男女共同参画出前講座、これ三條新聞に出ていた。三條新聞9月1日号に。生徒は9人ぐらいしかいないのです。そこへ行ってちゃんとやっているのです。

あと、職場のハラスメント、これは見附市でやっている。去年はワーク・ライフ・バランスやって、今年ハラスメント、こういうふうな労働問題全体の人を呼んでやっているのです。見附市と女性財団、毎年やっている。8月31日に出ていたですね。

時間がなくなってきたな。ベルリン映画祭、今度は男優賞とか女優賞とかなくて、ただ助演賞とか、男女ないのよ。ただの主演賞とか助演賞、男女ないの。そういうふうになっている。世界がそうになってきた。

時間がないから、今度こっちにしようか。日報の8月24日、夫婦仲の良薬、心のクスリ、笑って道場、性別で役割分担やめと。お父さんは働きに出る、お母さんは家事する、そういう性別では役割分担しないでくれと落語家の人が言っている。露の団姫という上方の落語家、お坊さんであります。昼飯まだか。定年退職した夫の食事の支度が苦痛で熟年離婚を決めた。最近、そんな話をよく聞きます。離婚は決して悪いことではありませんが、できれば仲よく暮らしたいもの。その夫婦仲の良薬になるものが、男女共同参画です。そもそも男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員として、性別にとらわれず、自分らしく生きるためのもの。なぜそのような意識が必要なのかというと、性別で役割分担することが、夫婦の間に少しずつ亀裂を生んでしまうからです。例えば夫から子供が保育所で熱を出したら母親が仕事を早退して迎えに行くのが当たり前とされて苦しむ母親もいます。男なんだから妻より稼がないといけないという思いにとられる夫もいます。このように、性別で役割意識に疑問を抱かず生き方を考えたり、相手に何かを求めたりすることは、自分も相手も苦しめてしまうのです。だからこそ、働き方も、家庭生活も、性別で決めつけず、相談することが大切です。と、こう話すと、じゃ、明日から家事も育児も全部やれということかと怒る男性もいますが、決してそうではありません。まず、自分の身の回りのことからでいいのです。例えば冒頭のような定年退職後の昼食トラブルも、夫が自分でおにぎりを握るだけで、妻のストレスは軽減されます。おにぎりなら料理経験が浅くても簡単に作ることができるため、私はこれを「男女共同サンカクおにぎり」と呼んでいます。私の大師匠、2代目露の五郎兵衛師匠は男女平等意識の非常に高い師匠でした。そこで、大師匠に生前、お尋ねしたことがあります。大師匠、真の男女同権とは何ですか。すると大師匠。「なに？真の男女同権？それはやな、妻が兵庫県、夫が兵庫県、これがホンマの、男女ドウケンや」。お後がよろしいようで。

時間がありますけど、これで終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて安武秀敏君の一般質問は終了いたしました。

午後 3 時 3 5 分まで休憩といたします。

午後 3 時 2 0 分 休憩

午後 3 時 3 5 分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 8 番、大平一貴君。

〔8 番 大平一貴君 登壇〕

○8 番（大平一貴君） 皆さん、こんにちは。Y O 2 7 8 1 の大平一貴でございます。加茂市議会 9 月定例会に当たり、資源ごみの回収率向上、空き家対策について一般質問させていただきます。

今回は、あまりにも忙しく、予定した一般質問の内容について熟慮が足りず、一般質問の取りやめを検討しておりましたが、9 月 6 日、町内の廃品回収、集団回収を行い、今の資源ごみの回収状況は改めてよくないと感じました。空き家対策についても、空き家があることで困っている人がいるという従来の視点だけではなく、新築住宅を建てる財力がない、または新築住宅にお金を出したくないという考えを持っている、かつ賃貸アパートでは手狭であるという人で、空き家が流通していないため不自由している人が多く、市外へ出ていく人がいることから、急遽行うことといたしました。一般質問はパフォーマンスだ、そのように批判されることもあります。確かにパフォーマンスであることも事実だと思います。だがしかし、このパフォーマンスによって政策を変えられることもある。内容によっては有効なパフォーマンスだと思います。また、一般質問の作成には相当な時間を必要とします。そして、その時間をかける分、調査、熟慮をし、議員としての知識、見識が高まるものだと思います。一般質問をやろうがやるまいが、その議員の自由ですが、私は頑張っていきたいと考えております。

それでは、何か自分でハードルを上げたような気もしますが、一般質問に入りたいと思います。最初に、資源ごみの回収についてです。ごみ問題については、私も 2 0 0 8 年 3 月議会で一般質問しております。その際は、分別をして、資源ごみの回収率を高め、ごみの減量化をするということ、特にペットボトルは分別すべきということでした。結果は、皆さんの御承知のとおり、残念な結果になっております。ペットボトルの分別回収は、県内 3 0 市町村中 2 9 市町村が行っております。ただ、加茂市のごみ政策は、悪いことばかりでもありません。集団回収への助成を行っている 1 2 市町村の中に入っております。集団回収とは、地域や団体が資源ごみを回収し、資源ごみの量に応じて助成をするものです。といつつも、集団回収の是非は検討事項でございまして、後ほど出てまいります。

藤田市長は、議員であったとき、2 0 1 8 年 1 2 月議会にて、ごみ処理について一般質問を行っております。藤田議員が 4 分間の質問の後、小池市長が長々と答弁し、藤田議員が、残り少ない時間ですから、3 つ質問する。小池市長が、1 つずつにしてくれないと答えない。森山議長が、藤田議員、答えないと言っていますが、どうしますという、加茂市議会のどうしようもないところを露呈した質問です。覚えていらっしゃいますでしょうか。その内容は、質問の内容は、現在の清掃センターをどのようにするかということとごみの減量化についてでした。以下、議会議事録に記載されている藤田議員の質問内容を読ませていただきます。

次に、ごみの減量化についてお尋ねします。ごみ処理施設の寿命を延ばす、ごみ処理経費を削減する、子供たちの教育的配慮という観点から私はごみの減量化を進めるべきと考えます。ごみの減量化の方法として、資源ごみを分別する、ごみを有料化する、以上2点から始めるとよいと考えていますが、見解をお聞かせください。

この質問を読みますと、ごみ処理を有料化することで、市民にごみ減量化の意識をしてもらい、資源ごみの分別を進め、ごみの減量化をするというものだろうと思います。市長選挙の際には、有料化をするとは決めていないということでしたので、有料化については答弁をしなくても構いませんが、資源ごみの分別を進めることとごみの減量化をすることの方針は変わっていないと思います。

最初に、その後、資源ごみの分別とごみの減量化を進めることについてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

参考までに、私も2008年の一般質問の際には、ごみの有料化を検討すべきと発言しております。このとき、2006年4月1日現在で、ごみの有料化をしているのは県内35市町村中25市町村、人口ベースで54.8%でした。2019年3月31日では、30市町村中25市町村、人口ベースで93.8%が有料化になっております。私の発言の趣旨は、あくまで検討であって、有料化をしてほしいでも、すべきということでも、しないほうがいいということでもありません。ごみの分別を進め、減量化できれば、他の方法でも構いませんよということです。

次に、加茂市の現状を把握するため、古紙の回収率についてお伺いいたします。古紙回収率は、財団法人古紙再生促進センターの資料によりますと、全国では2019年度は79.4%になっています。小池前市長の答弁では、加茂市は、ごみを12分別し回収しています。新潟県が調査した平成31年度ごみ減量化・再資源化実態調査結果によりますと、15分別になっています。どちらの場合であっても、加茂市は資源ごみを分別しています。ただし、集団回収にしているため、回収率は低い状況ではないでしょうか。加茂市の古紙回収率についてお伺いいたします。

私が、集団回収にしているだけだと回収率が低くなると思う理由は、集める回数、集める時期が住民の希望に合っていないからです。85の行政区は、学校だけが集めている行政区、学校と行政区がそれぞれ集めている行政区があります。それぞれ回数は違いますが、回数が少ないという意見をいただきます。また、回数はいいが、時期の調整がうまくいかないこともあり、結果、資源ごみがたまと可燃ごみとして出すことになっていると思います。

例えば私の住んでいる栄町では、年2回、町内で集団回収を行います。2020年度は、4月19日に1回目、9月6日に2回目の回収を行いました。2回目の案内が回覧された直後に、葵中学校の資源回収が9月27日に行われる案内が来ました。町内と中学校で調整をすれば済む話ではありますが、加茂市全体で集団回収がうまくできていないところを見ると、加茂市が調整し、年間計画を作成することで、資源回収がない町内や月には、他の団体が回収範囲を拡大して行うか、市が行うことで回収率を高める必要があると思います。

また、2020年度は、COVID-19の影響で学校の集団回収を中止したところがあります。中止は仕方ありませんが、結果として回収量は減っています。市内のある小学校は、今年度中止し、学校で一定期間、回収場所を設けましたが、2019年度と比較し、回収量は大幅に減少しました。新聞は、2019年度2万9,570キログラム、29570、2020年度6,010キログラム、昨年度比20

%、80%減ということです。雑誌は5,260キロ、5260、1,980キログラムになりました。昨年度比37%。段ボールは3,350キログラムが1,010キログラム、昨年度比30%。アルミ缶、490キログラム、320キログラムに、65%になりました。アルミ缶は、ステーション回収しているので、そちらへ出されたと思いますが、その他は可燃ごみとして出されたと思います。

来年度は、どのような環境になるかまだ分かりませんが、今年度と同じであれば、恐らく学校単位での回収は困難ですので、加茂市が回収するか、集団回収の調整をする必要があると思います。資源ごみの回収率を高める方法としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

先ほどの数字でまとめますと、紙ごみで、資源ごみで29トンが燃やされたか、もしくは御自宅に取っ
てあるか、されていると考えられます。

参考までに、環境課に御協力いただき作成した表を添付いたしますので、御確認ください。

現在、ごみ処理に関しては、加茂市・田上町消防衛生保育組合でコンサルタントに委託し、清掃センターを建設するか、他の自治体が持っている清掃センターに委託するか、また分別をどのようにするか検討中です。9月議会終了後に途中経過が報告され、組合当局内、組合議会内で検討することになります。

組合議会でもとめ、3月に提出した要望書では、加茂市、田上町の両住民にごみの減量化を当局からお願いするよう要望していること、特に生ごみの水分を切ることが減量化につながり、焼却炉の負担軽減になるとしています。また、加茂市でペットボトルを分別することを要望しています。このことから、組合議会に所属する議員は、ごみの減量化による焼却炉の負担軽減については意見を同じくし、資源ごみの分別においては、ペットボトルは分別すべきであり、他の資源ごみに関しては、まだ議論をしていないところですが、恐らく他の資源ごみについても回収率を高めるべきという意見で一致すると思われま

す。このような状況ですので、コンサルタントの結果や組合議会との意見の一致がなくとも、資源ごみの回収率向上とペットボトルの回収を打ち出しても問題はないと思います。

また、組合議会からの要望に対し、加茂市ではどのように取り組んだのか、お伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。空き家については、2019年9月議会にて一般質問させていただきました。その際に、空き家の件数を確認したところ、2018年2月に85の行政区に依頼し、回答があった37行政区と加茂市に苦情を寄せられたものを合計し、そこから重複を除いた合計が345件でしたと答弁されました。単純に85の行政区に換算すると約800件になりますが、空き家件数は何件くらいになるとお考えか、お伺いいたします。

空き家バンクについては、NPO法人と調整を始めたところですので、今後の進捗状況について注視していただければと思いますと期待を誘う答弁をされました。その後、空き家バンクの進捗はいかがでしょうか、お伺いいたします。

空き家問題は、市長も認識しているとおりです。地域から、倒壊、保安、衛生上の苦情もあります。それ以外にも、地域のスポンジ化により、泥上げ、草刈り等の地域行事の負担増加、道路除雪、上下水道管など行政効率低下などがあります。空き家を流通させることで、これらの問題を解決するとともに、加茂市から人が出ていかない、加茂市に定住するようになりたいと思います。

以上で壇上での質問を終え、再質問は発言席にて行わせていただきます。

〔8番 大平一貴君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 大平議員の御質問にお答えします。

初めに、資源ごみの分別とごみの減量化を進めることについてです。私は、市議会議員のとき、大平議員御指摘のとおり、2018年12月議会にて、資源ごみの分別とごみの減量化は進めるべきであるという考えで一般質問を行っています。市長に就任した現在においても、その考えは変わっていません。御存じのとおり、現在のごみ処理施設は老朽化が進んでいます。それゆえ加茂市と田上町は、これからのごみ処理の方法の検討を始めました。今後、ごみ処理施設をどうするのか、ごみを燃やす施設を新設するのか、燃やさずに処理する施設を新設するのか、広域で処理するのかなどの構想段階として、令和2年、3年度にごみ処理施設整備基本構想と一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。ごみ処理施設整備基本構想では、将来的なごみ処理量の予測を基に、今後の施設整備の将来構想を評価、決定します。この構想に基づき、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの分別化、減量化の方法について検討していくこととなります。現在、策定作業を進めているところです。策定作業の進捗状況に合わせて、加茂市に合った方法は何か、環境に優しい方法はどのようなものか、市民の皆様が納得いく方法はどのようなものかを、田上町や加茂市・田上町消防衛生保育組合と慎重な議論を重ねながら進めていきたいと考えています。

次に、古紙の回収率についてです。加茂市の古紙の回収率については、直接的なデータはありません。そこで、公益財団法人古紙再生促進センターの統計数値を利用し、加茂市の人口で試算すると、古紙回収率は60.8%となります。

現在、加茂市では、市による古紙の収集は実施していません。古紙の収集は、町内会、育成会、小中学校PTA、各地区育成会、各地区老人クラブなどの団体による集団回収により実施されています。

加茂市は、集団回収を実施する各団体に対して、補助金、再生資源回収事業補助金を交付し、再生可能な資源ごみの回収促進を図っています。この補助事業は、ごみの資源化、減量化の推進とともに、市民のごみ処理に対する認識を高めること、生活環境の保全と資源の再利用に対する認識を高揚することを目的とし、市民による自発的な活動を通じて、リサイクルに対する意識の向上や地域のコミュニケーション形成を支援しています。毎年、約50団体が登録し、実施しています。令和元年度実績は、実施回数121回、参加者数6,593人、古紙回収量531.4トン、アルミ回収量12.8トン、補助金交付額は185万円（古紙1キログラム当たり3円、アルミ1キログラム当たり20円）でした。補助金は、各実施団体の活動費の重要な財源として活用されています。令和2年度は、残念ながらコロナ禍において実施を中止した団体があり、8月末までの実績は、実施回数及び参加人数は前年比の約20%減、古紙の回収量は約50%減となっています。秋以降、回収量の増大に期待したいところです。

確かに議員御指摘のとおり、集団回収は実施地区や回数、時期などにばらつきが生じたり、隣接する団体と実施時期が重なってしまうなどの事例もあります。実施時期や回数は、各団体において、各種行事との調整、人員や車両の確保、収集業者との日程調整などの事情を十分考慮した上で決定しているものことから、市で調整することは難しく、各団体の自主性にお任せするべきものと考えます。

回収率を高める手段としては、各団体の実施日を市で把握し、市のホームページで紹介し、情報提供を行うなどの方法があるかと思えます。また、市が収集するという方法もあります。古紙の収集は、新聞紙、雑誌、段ボールの3品目に分別する必要があります。例えば市が1か月に1回、3品目の古紙の分別収集を実施した場合、1回当たり2トン車2台を使用した収集委託料は約30万円、年間では30万円掛

ける12か月掛ける3品目で約1,080万円となります。これだけの経費をかければ回収率は上がるものと思います。ただし、市で実施すれば、各団体で回収する資源ごみの回収量が減少することとなります。その結果、各団体が受け取る古紙の売却金や補助金が減額となり、団体の活動費に影響が生じることが懸念されます。

次に、3月議会に提出された組合議会からの要望書に対する加茂市の取組についてです。先ほども申し上げたとおり、令和2年、3年度にごみ処理施設整備基本構想と一般廃棄物処理基本計画を策定します。ごみの分別や減量化の方法なども、策定作業の進捗状況に合わせて、慎重に議論を重ね進めていきたいと考えています。ペットボトルの分別収集については、仮に田上町と同様にステーション回収を実施した場合、令和元年12月定例会で答弁したとおり、収集及び処分に年間約950万円の経費がかかることとなります。田上町で行われているステーション回収の方法で実施可能かどうか、収集業者との検討を実施していきたいと思います。現在ごみ処理施設整備基本構想及び一般廃棄物処理基本計画は作成中ですが、早期に実現可能なものがあるかどうか今後検討したいと思います。

次に、空き家対策についてです。現在の加茂市内の空き家数についてですが、昨年議員に答弁させていただいたとおり、区長が把握している空き家の数は345件となっています。これは、全市分を悉皆調査したものではなく、御協力いただいた区長さんからの申告数値を集計したものですので、実際はさらに多くの空き家が存在すると思われる。平成30年住宅・土地統計調査では、加茂市内の空き家総数は1,520戸で、内訳は別荘等の二次的住宅が50戸、賃貸用の住宅が680戸、売却用住宅が10戸、そのほかの住宅が780戸という結果が公表されています。この中で、その他の住宅が空き家対策の範囲となる空き家と考えられます。ただし、住宅・土地統計調査は悉皆調査ではなく、推計値ですので、おおよその目安と考えられます。また、NPO法人空き家・空き地対策協議会の長谷川理事長にお話を聞いたところ、おおむね1,000戸前後はあるのではないかという見解でした。以上、議員の算出した800戸から1,000戸程度は存在すると考えています。

今後の空き家対策の方向性として、まず対策を図るためにも現状を把握する必要がありますので、今年度中には、区長に御協力いただき、市内全域の悉皆調査を実施したいと考えています。ただ、調査に当たり、空き家の定義と空き家としてカウントすべき調査項目を明確にしなければなりません。空家等対策の推進に関する特別措置法によると、空き家等の定義は、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう」とされており、国土交通省の基本指針で、常態の判断としての例示として、おおむね1年間を通して使用実績がないことを挙げています。このような部分を考慮し、実際に空き家と判断するのは市町村ですので、調査項目に人の出入りの有無や電気、ガス、水道の使用状況等から判断していくことになると思います。この点については、県からアドバイスを受れたり、既に調査を実施している他市町村の例を参考にしていくことを考えています。

次に、空き家バンクの進捗状況についてです。昨年度から、空き家バンクの開設については、NPO法人空き家・空き地対策協議会と連携を取りながら進めてきました。まず、空き家バンクの情報掲載をどのように行うかという点については、ライフフルホームズが運用している全国版空き家バンクを活用することで、全国の移住希望者も検索しやすいように情報提供を行います。次に、掲載物件の収集のため、今年4月に、市外在住の不動産所有者に対し、固定資産税の納税通知書と同封する形でバンク活用促進の案内を

発出し、広報かも4月号に市民向けにもバンクの記事を掲載しました。そして、長谷川理事長を中心にメンバーの方々の御尽力の力があって、9月に入り、バンクの試験運用段階に入っております。なお、試験運用段階としていますが、実際には既に全国版空き家バンクに掲載し、情報閲覧できるようになっています。前述の案内等を御覧になった物件所有者から20件程度連絡があり、そのうち現在6件の物件を掲載しています。その後、現在作業中ですが、バンク内の加茂市のページを整えつつ、10月1日から本格運用という形でホームページ等による周知を図ります。今後も物件情報の収集を進め、なるべく移住希望者の選択肢を増やすべく、掲載情報をアップデートしていく必要がありますので、定期的かつ継続的にバンクのPR等を図っていきたいと思います。

答弁は以上です。

○8番（大平一貴君） まず、ごみの減量化をすると、分別も進めるという方向性が、市長になっていろいろな情報を得ながら、変わっていなかったことがまずよかったなと思います。これを見ますと、加茂市・田上町消防衛生保育組合と田上町と慎重な議論を進めながらやっていきますとありますが、いつそういう話をいただけるのでしょうか。私はたまたま組合議長をやっていますけど、そんな話もないですし、ごみ処理整備基本構想、一般廃棄物処理基本計画、これをつくろうがつくるまいが、藤田市長の向かっていく方向と組合議会の議員の皆さんも、所属していないけれど、加茂市議会にいる方も、ペットボトル分別すべきだという意見も出ていますので、これはやるべきじゃないかなと思いますが、ここと話をしないと進められない理由が何かあるのでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 先ほど市長のほうからも申し上げましたように、基本構想と一般廃棄物の処理基本計画の中で、分別、あるいは有料化、減量化、それぞれの項目につきまして表記する必要があります。その点で、分別するにしても、今後、令和2年、3年にかけてその基本計画をつくるわけですが、その構想を練る段階で、一応組合議会のほうへは御相談しながら決めていきたいというふうに考えておりますし、加茂市、田上町の議会におきましても進捗状況を常に報告しながら進めていきたいというふうに考えております。

○8番（大平一貴君） ペットボトルを分けるということと可燃ごみの水を切るという話は、それをつくろうがつくるまいが、もうやったほうが良いということでは決まっています。基本計画で、ペットボトル分けられないほうが良いなんていうことはもう出ないと思います。そう考えると、ペットボトルは、こっちで話し合いしなくても、もう分ける段取りをしていって十分だと思うので、やるべきじゃないかなと思いますし、この構想が出ても、計画が出たとしても、ごみの捨て方に対して、市民に対して啓蒙するということが、これは、恐らくこんなことまで出てこないと思うのです。だから、この2つはもう既にできることだと思うということで、組合議会としてまとめて意見を提出したので、これができないと、基本計画が出てこないといけないという理由にはならないと思うのですが、何かこれが出ないといけない理由になるのでしょうか。そこを教えてください。

○環境課長（樋口敏晴君） 御答弁の中の最後のほうにも申しましたように、ペットボトルにつきましては、組合議会のほうから提言がございましたので、それがどういう方法で実施ができるかというのを今検討を業者と、収集業者としております。今後それをいつ実施するかということも含めまして今検討中でございますので、後ほど御報告ができるような形になると思います。

○8番（大平一貴君） いつ頃から検討を始めて、いつ頃答えを出されるのか。県内30市町村中29が既

にやっているところですから、それほど難しいことではないのだろうと私は判断しているのです。確かにステーション回収すれば相当お金がかかるだろう。それはちょっと困りますね。それは困ると思うのです。ですから、拠点回収をすればこのぐらいで済むのじゃないかということで話ができるかと思うのですが、何かその話が進まない理由があれば教えていただきたい。あと、いつぐらいから始めて、いつぐらいに結論が出るのか、そこも教えていただきたいと思います。

○環境課長（樋口敏晴君） 時期的なものに関しましては、現在その収集業者ともお話をしている段階です。それは、今のところ、先ほど答弁にも申し上げましたように、田上町と同じようなステーション回収をする方法、あるいは今大平議員が言われましたように拠点回収する方法、いろいろな方法があるかと思えますけれども、その辺を業者の、収集業者のほうと一応協議をしていく予定でございます。それで、実際に私ども収集すればいいというだけではありませんで、収集した後でどういう処理をするかというようなことまでが必要になるかと思えます。そうなりますと、ペットボトル等は、収集をした後、圧縮して、その後、資源化するというような順番にいくわけですけれども、収集業者に対しまして、その圧縮した後の製品を置く施設があるかどうかとか、そういう問題も当然業者の中でも、ある業者とない業者とありますので、十分協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○8番（大平一貴君） この意見書を出したのは2月ぐらいでしたか。2月13日だったかな。そこからもう7か月たっています。今まで話したことは、私は個別に環境課長とお話もしているところなので、それほど話が詰められないことでもないと思うのです。早く決めて、早くやる、そうすべきだと思いますが、これは、市長はどう思われますか。

○市長（藤田明美君） 先ほど課長が申したとおり、まずペットボトルの分別の収集について、組合議会のほうからも要望があるので、反対意見があってできないということではないと思うのです。課題としては、まず集め方をどうするか、ステーション回収にするか、拠点回収にするかという検討をするのと、まずその経費がかかるわけですね。その経費が負担できるかどうかということで、今年度は現実的に無理ですね。来年度の予算に盛れるかどうかになると思います。ということと、あとは収集して、それで終わりではないので、そのした後、処理する業者さんに体制が整っているかどうかというところで、ここを今検討しているところだと思います。でも、一番ネックになっているのはやはり予算のところですよ。

○8番（大平一貴君） ステーション回収をすると950万の経費がかかりますという話は、こっちだとちょっと厳しいなと思うのですが、拠点回収だと幾らになるのですか。

○環境課長（樋口敏晴君） 例えばの話で申します。コミセン等に収集箱を設置して、それを月何回か、週1ぐらいになるかと思うのですが、それを回収するというふうなことで例えばやった場合に、収集した後、田上町と同じように一応処理費をかけてということになりますと、大体私の試算、今の現在の試算では年間300万ぐらい、これは初期投資の中で、当然箱、収集箱があります。そういったものを設置する、設置するといえますか、その費用も入っておりますので、その2年後といえますか、翌年以降は若干その分が減ると。でも、300万ぐらいは見えないか駄目かなというふうに考えております。

○8番（大平一貴君） 29市町村がやっていて、加茂市がやっていない。300万。その辺をどう見るかですね。先ほどの橋本議員の話にもありましたけど、スピード感を持って私はやるべきかなというふうに思います。

もう一つは、水を切るという話ですね。これがごみ焼却炉の負担軽減になるということを市民は御存

じないのじゃないかなと思います、ここに対する啓蒙はやらないのでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 啓蒙活動につきましては、現在、今大平議員が言われるように、生ごみに対して水気を切ってくださいというふうな啓蒙活動はやっておりません。今後、ごみの分別とか収集に対しまして、ごみの出し方等を毎年カレンダーと一緒にお願いする時がありますけれども、そのときに、なるべく水分を切っていただきたいというふうなことを、どういう形になるか分かりませんが、市民の方々に分かるように周知していきたいというふうに思っております。

○8番（大平一貴君） その際にやっていただいてもいいのですが、市政だよりも載せていただいても悪くないのかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

それと、廃品回収の調整が難しいということですが、環境課の方に御協力いただきまして、こういう表を作りました。例えば栄町であれば年3回、3回あると、そこそこ集めてくれているなという感じはするのですが、例えば町内が4と9だったら12月に中学校はやるとか、中学校が9月にやるのだったら町内は12月に集めるようにするとか、そういう調整を、補助金を出すと申請する際とかに、すれば、それほど難しいことではないのかなと思いますが、これはいかがでしょうか。

○環境課長（樋口敏晴君） 先ほど答弁の中でもありましたけれども、各団体の自主性に任せるということで今やっているわけです。4月の段階で団体の登録をしていただきまして、実施時期等を記載していただくというふうになると思います。私ども、ここにも、答弁の中でも書いてありますけれども、その情報を、各団体がいついつやるというふうな形のを、どなたでも、例えば加茂市のホームページを見ていただいて、分かるようにしたいと思います。

それと、その際に、大平議員質問の中で、やらない月があったり、やらない地区があったりというのがあります。そういったものに関しまして、ほかの地区へ持っていく、あるいはほかの地区からお手伝いして持っていくというような方法が取れるのかどうかということも、登録のときに聞き取りをしまして、情報として流していきたいというふうに考えております。

○8番（大平一貴君） ごみの回収率を上げなきゃいけないという市長の方針も、私の言っていることも同じで、どうやって上げるかという方法は、その調整をするか、市が集めるしかないのですよ、もう。私は、調整をして、年3回程度は集める。やらない町内があって、学校が1回しかやらなければ、ほかのところはほかの町内からやってもらうか、もしくはその地区だけ収集を入れるか。これ見ると、1回90万ですよね。3分別して集めると。それを例えば2地区だけ集めれば、180万で済むわけです。1地区だったら90万、1回で90万で済むので、それほどやって難しい話ではないと思うのです。こういったことをぜひやっていただきたいと思います。いいですか。やる。何か答弁します。それで終わりでも、やるでもいいですけど、どっちでもいいですよ。

○環境課長（樋口敏晴君） まとめて、2地区を一緒にやってもらうと経費が安くなるというふうなことですよね、今言われているのは。そういうことではないですか。すみません。

○8番（大平一貴君） すみません。例えば栄町であれば、加茂市民が年3回でいいか4回でいいかという話は別で、仮に3回だとした場合、町内で2回やって、学校が1回やるから、3回来るから、それをうまく分散すれば済むわけじゃないですか。だけど、学校でしかやらない地区ってあるわけです。そういうところは、ほか2回どうしようかという話になるわけですよね。隣の町内がやっているのであれば、うちのところも集めて、それであんなのとこの集団回収の利益にしてくださいよというのも1つの方法ですし、

それができなければ、その地区だけ市が回るとか、そういうこともできるのじゃないですかという、そういう話なのです。

○環境課長（樋口敏晴君） 先ほども申しましたけども、実施できない区に関しては、隣の実施する区に持っていく、あるいは隣の区から回収していただくという方法があるかと思います。もう一つの実施していない区に関しまして、加茂市で収集するというようなことを申しましたけれども、これはそこだけやるというわけにも、今のところできませんので、ほかの地区もやはり勘案しながら考えていかなければならないというふうに考えておりますので、検討させていただきますが。

○8番（大平一貴君） そうすると、例えば藤田市長がお住まいの下条小学校区だと、小学校が集めますよね。中学校が集めますよね。仮に2回だったときに、町内で1回やれば3回来ます。町内がなければ、2回。そうすると、その町内が1回、すごく困っていても、ほかの町内が3回あれば行かないとかになっちゃうので、その辺の調整をぜひしていただきたいという話なのですけど。意味分かりますか。ちょっと分からなそうなので、個別に行きます。

では次に、空き家バンクについてお伺いいたします。空き家バンクが、私の知らないところで、空き家バンク全国に登録していて、空き家バンクが稼働したというところで、よかったと思いますが、これはもう既にホームページで全国の空き家バンクを見ると、加茂市の空き家を見ることができるということでよろしいでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） そのとおりです。例えば空き家バンクで検索していただきますと、このライフールというところが大体一番上ぐらいに出てきます。そこを入れていきますと、字でやるか、地図でやるかはあれですけど、加茂市を最終的に選択してもらえると、ここに書いてあるように6件、今のところ上がっておりますので、見ていただければなというふうに思います。ただ、ここにも書いてありますけども、今試験運用みたいな形でやっておりますして、10月からちょっと本格運用にさせてもらおうかなとは思っております。ただ、見れることは見れるということです。

○8番（大平一貴君） 空き家を探している、そういう、最初に申し上げた、お金をかけたくないとか出せないとかで、かつアパートが手狭になってきているという人がいるのですけど、そういう人のためには空き家バンクが必要だというのは藤田市長も多分認識されているかと思うのですが、実際何でアパートは駄目なのかというふうな話なのですが、アパートでは、賃貸アパートいっぱいありますね。何で駄目だかという話なのですが、何で駄目か御存じですか。総務課長でもいいですよ。副市長でも。

○副市長（五十嵐裕幸君） ちょっとははっきりしたことは分かりませんが、その住宅に入るとこやうというのはやっぱり何か古民家的なものを求めてこられるような方というようなものと、あとはアパートと違っているというのは、やっぱりある程度プライバシーを守りたいというようなことが一番の理由なのかなとは思いますが、はっきりしたことはちょっとここで、申し訳ありません。

○8番（大平一貴君） そういう話もあるのかもしれないですけど、アパートだと間取りが2LDKが多いのです。そうすると、リビングダイニングキッチンがあって、部屋がほか2つなのです。そうすると、夫婦の寝室と、子供が1人であればそこで住めるのですけど、2人になってくると、ちっちゃいうちはいいのだけど、だんだん苦しくなってくる。そうすると、やっぱりアパートじゃ駄目なのです。たまにアパートでも3LDKとかもありますけど、そうすると家賃高いから、それだったら家買ってしまおう、住宅ローン払おうという人は結構いるのです。そうすると、やっぱり空き家バンクを整備して、空き家の活用

を進めなきや駄目だと思いますので、なぜ進めなきやいけないかというところもぜひ御認識いただきたいと思ひます。

そして、空き家バンクはライフというホームページで見られるというような話ではありましたが、長岡市と見附市のホームページを見ると、その市のホームページの中に空き家バンクがあるのです。その中で、市内にある空き家はここですよという紹介をしているのです。加茂市でもそういうふうになるのでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） このライフさんのホームページに今、先ほど言いましたように、記載されております。それを市のホームページとリンクは10月1日からできるようになる予定ですので、お互いに行き来できるということでございます。

○8番（大平一貴君） どちらがいいのかが分かりませんが、需要としては、空き家を探していて、この辺の地区で住みたいという需要と、加茂市がいいという需要があるはずなのです。加茂市がいいという需要のときに、やっぱり加茂市のページから入っていく。そして、加茂市であれば、加茂市に住むとこういう特典がありますよということとセットで訴える、こういうことが重要なのかなと思ひます。このライフというホームページ、私は見たことはありませんが、全国的にホームページで空き家を探すというのはあるのです。賃貸とか。その中で見ていくと、加茂市は何件ぐらい載っているか分かりますか。大体このライフと同じく6件ぐらいなのです。6件から10件が1年間の中で、固定して動かない家があるのですが、何回か回転しているのです。つまり加茂市で結構需要があるのです。だけど、需要がある家が出てこない、そこで不動産業者も困っているというところなのです。なぜ空き家が800件、1,000件もあって、出てこないか、御存じですか。

○総務課長（青柳芳樹君） いろんな理由があるのだらうと思ひますが、一応耳に入る部分では、やっぱり敷地との関係、道路の関係で敷地が狭かったりするところが結構あると。すみません。道路から敷地に入るところが狭くて車が使えないというようなところが結構あるということで、それこそそのNPOさんとも結構話しますけれども、敷地まとめられると、ちょっと車も入れるようになるとか、そういう話はよく、数件、聞かせていただいております。またあと、もちろん不動産屋さんというのはいっぱいいるわけですが、その仲介業者に乗らない物件が多分いっぱいあるのだらうなということは推測します。

○8番（大平一貴君） そういった理由もあるのかもしれないのですが、個別の物件言っちゃるとあれなのかもしれないですけど、道路が狭くて売っているところもあります。売れているところもあります。私が不動産屋に聞く限り、空き家として出せないような物件も当然あるのですが、不動産屋さんから電話来ると、はがきとか来ると、加茂市からの問合せ、空き家持っている方、問合せがあまりないのですってね。というのが、やっぱり最近そういうやつで詐欺とか非常に多いので、電話かかってきたりすると、詐欺だと思ひて、結構切ることが多いじゃないですか。家に電話かかってきて、電気料金安くなりますよとか、何かいろいろあるでしょう。そういったことの類いに見られてしまうと。だから、市が間に入って、不動産を仲介しませんかということをやまずやる必要があると思ひます。だから、NPOと一緒にやっていくということをしつかりと周知する、これがまず大事だと思ひます。

それと、もう一つは、あめとむちがやっぱり要るのだらうと思ひます。空き家持っていて、小規模宅地の特例、前回も何か言われていましたけど、それが進捗すればどうかと言っていましたけど、恐らく課税されるということは、料金が上がるということはないのだらうと思ひます。そうすると、取りあえず

持っていても固定資産、数万円払っておけばいいだろうから、もうほっておこうかという人が結構いて、結局その人たちは判断もつかないまま、駄目になって取壊し、取壊し費用を出せないで市が出すみたいな流れになる可能性があるので、早めに市が入って、売るかどうかしないと今度課税していきますよというむちがまず要るのだろうと。そして、ホームページに載せるのに1件当たり5,000円ぐらいかかるのです。加茂市のそういう空き家バンクに載せれば、加茂市の中では問合せがあってもお金は要りませんよというあめを出す。このあめとむちによって、空き家の流動化を促進していく必要があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） 登録するのにというよりは、空き家を調べるのにお金がかかるのはそのとおりでございます。今のところは、ちょっとそこを補助するだとかなんとかかということまでは考えておりません。さっき言いましたように、今現在はまだテスト期間中みたいな感じで載せておりますが、既にやっぱり引き合いといいますか、相談があります。既に20件近くの相談があるようです。やっぱりさすがに、おっしゃったように、NPO先にかける方ももちろんいらっしゃるのですが、NPOが本当かどうか、先に市で確認するというような方も結構いらっしゃるようで、先ほどの信用度というのは確かにおっしゃるとおりだなというのは感じております。

○8番（大平一貴君） 空き家にしておいても大した痛みがないから、ほっておく人に、例えば電気止めている人も多いと思うのですが、水道も止めている人多いので、水道料金ぐらい、月1,000円ですか、そのぐらいはやっぱり課金していくとか、そういうことを始めますよと言うだけで、ちょっとそろそろ売らなきゃいかんかなとか、踏ん切りがつくのじゃないかと思えます。

それと、ホームページに載せるときに5,000円加茂市が負担するというのではなくて、加茂市のホームページに空き家バンクのページがあって、そこへ載せればお金がかかりませんよということなので、加茂市から5,000円の出費が出ていくということではないのです。

この2つ、あめとむちが必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（青柳芳樹君） さっき言いましたのは、その所有権や何かを調べるのを、やっぱりそのNPOさんを通じて不動産を調べる関係上のお金はどうしても要ります。法務局の書類見たりとか、そういうお金がかかりますよというのがあるだけで、ホームページに載せる自体は別にお金は、加茂市の場合は、いただいておりません。その先、あめをどうするかについては、ちょっと様子見ながら検討ということになるのでしょうか、前向きな検討ということになるかなとは思いますが。ただ、さっきの水道料金をというのはいちよとよく分からなかったのですが、止めていてもかけるという意味ですか。（8番大平一貴君「そうです」と呼ぶ）そこは検討に値するのかどうかは、検討したいと思います。

○8番（大平一貴君） 大平は批判が多いと、藤田市長からも大平は批判が似合うと言われていましたが、今回大分私が提案しています。ごみ問題に関しても、空き家バンク、空き家の問題に関しても、問題意識は割と共通はしていると思うのですが、私いろいろ提案して、駄目なら駄目でいいのですが、皆さん方の、こうやって進めていくという提案もぜひ聞かせていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。空き家バンクとか、ごみ処理の回収率を上げるとか、その辺の提案を聞かせてください。

○総務課長（青柳芳樹君） ホームページを出したと。それも市が直接やったってノウハウもあまりないですから、不動産屋さんや建築屋さんや司法書士や入ったNPOと一緒にやっているというのがもう1つの提案になっているかなと思うのですが、そこに、今言ったあめとむちについては、ちょっとこの先の検討

材料にさせてもらいたいですし、今ちょっと水道を止めてあるのにかけるというのはなかなかちょっと無理がある提案かなとは内心思っていますが、それも含めて、そんなことできるのかどうかを含めて検討させていただきたいなと思います。

○環境課長（樋口敏晴君） 提案ということで、答弁書のほうにも書かせていただきましたけれども、情報収集をしながら皆様に情報公開をするというふうな方法を取りたいというふうに1つの提案として上げさせていただきました。またこれから検討して、また新しいものが出てくれば、その都度御報告申し上げます。

○8番（大平一貴君） 何かあまり今までと代わり映えがないことをやられているような感じがしますよね。空き家バンクに関しても、やっぱりつくったはいいけど、つくっただけで、それを活用する促進の案は出てこない。僕が提案したの駄目だというなら、それはそれでいいのですが、逆にこうやって空き家を活用進めていくとか、ごみ処理に関しても情報収集しているではなく、こうやって回収率を上げますよとか、そういったものがあってもいいのじゃないかなと思います。何か言います。やらないのであれば言いますけど。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今までいろんな御提案はいただいていますけれども、全く何も考えずにやってきているわけではないわけです。担当は、それなりにみんな今後のごみ収集の在り方、空き家の在り方について考えながらやってきておりますが、なお今後も議員の御意見を取り入れながら、いろいろ試行錯誤していきたいと思っておりますので、どうかその辺のところ御理解いただきたいと思います。

○8番（大平一貴君） それは分かっているのですが、具体的なものを出して、我々こうするとか、やっぱりお聞かせいただきたいなというところです。いいのです、それで。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて大平一貴君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明18日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時34分 延会